

貿易行政機構の変遷とその意義

—貿易省・交易局・通産省—

米 山 忠 寛

はじめに	312
第1章 「貿易統制」概念の出現 1930年代	312
第1節 「貿易」の変化と対応への動き	312
第2節 貿易省設置構想についての議論の動向	314
第3節 貿易省を巡る動き	317
第2章 貿易省設置問題 1939年	318
第1節 貿易省設置問題の経過	319
第2節 貿易省官制とその意味	323
第3節 商工省貿易局	327
第3章 戦中期の貿易（交易） 1941～45年	330
第1節 戦時貿易行政機構の変遷	330
第2節 「交易」の戦後構想	331
第4章 戦後の貿易と通産省設置 1945～49年	334
第1節 終戦から貿易庁へ	334
第2節 通商産業省設置問題	335
第3節 戦後の貿易省構想	337
むすびに	338

はじめに

1939年10月阿部内閣は外務省騒動で窮地に立たされた。その原因となったのが貿易省設置問題であった。この貿易省設置問題について検討し、その意義を見出そうというのが本稿の主な目的である。この問題はどのような文脈の中に位置付けられるのか、戦後に目を転じるとどのような理解を得られるだろうか。貿易行政機構を見ていくことで1930年代、40年代の日本の一側面を描き出すことができる。またそれは時代の変化を捉えるのにも適した対象であると考えられる。

通産省についての研究としては、チャーマーズ・ジョンソンの『通産省と日本の奇跡』¹⁾は商工省・通産省についての古典的であり、かつ日本の経済官僚についての歴史的な分析に意義を見出したという点で重要な研究である。

貿易行政機構を対象とした研究としては、貿易省を中心に論じたものとして、北村純「昭和戦前期における『貿易省』構想の生成と挫折(上・下)」²⁾がある。そこでは行政史研究の視点から昭和戦前期の外務省通商局と商工省貿易局の対立が調整方式の事例研究として取り上げられ、詳細に論じられている。だがこの二省間の(商務官などを巡る)争いは、必ずしもこの問題の中心的な争点ではなかったように思われる。

また御厨貴「国策統合機関設置問題の史的展開」³⁾は貿易局(外局)の設置について、古川隆久「昭和戦中期の総合国策機関」⁴⁾は企画院を巡る政治過程の中での貿易省を、それぞれ取り上げて分析をしている。古川氏に特徴的なのは伊藤隆氏の「革新派」論に対応する形で、官僚の中の「革新」的な部分を「革新官僚」として論じていることである。ただ「革新官僚」と「革新派」の定義は必ずしも一致するものではない。本稿はその点についても論じていく。

戦後に目を向けると、通商産業省は「通商第一主義」を掲げて設置され、戦後の「通商国家」日本の一翼を担ったとされる。高坂正堯は戦後日本を「通商国家」であるとしたが、その議論は貿易

行政機構などの問題とも重なるものである⁵⁾。「通商国家」の礎を築いたとされる吉田茂は通産省の設置にも関与しており、通産省の設置が吉田の外交路線から説明されることもある⁶⁾。そして吉田は戦前から貿易の意義を認め、外交の指針としても政治・軍事よりも貿易を重視していた⁷⁾。だが、その吉田への評価も過大なものとなってはいけない。吉田によってなされた成果も戦前からの長年の議論の流れの中で説明出来る部分が大きい。

実際に分析をしていくと1939年の貿易省設置問題と1949年の通商産業省設置は同じ枠組みの下にあり、ほとんど相似形を描くことがわかる。しかしながらこれまで一方は軍部の策謀とされ、他方は日本の高度成長の礎と評価され、対照的な語られ方をしてきた。この2つの対比からどのようなことが読み取れるだろうか。

第1章 「貿易統制」概念の出現 1930年代

この第1章では1930年代の貿易政策及び貿易行政機構について論じていく。貿易行政にとってこの時期の重要性は大きい。この時期はそれまでの保護関税などの間接的なコントロールから、直接的な貿易統制が各国で採用され、通商交渉が頻発するようになる。それ以前とは異質な「貿易」が成立していく時期である。

第1節 「貿易」の変化と対応への動き

世界恐慌により世界貿易額が急減するなかで、金輸出再禁止(1931年12月13日)が功を奏した日本の貿易は急回復した。世界各国の貿易額が伸び悩む中で日本の貿易の伸びは群を抜いていた。そのことが各国に日本商品に対する輸入防圧策を強化させることになる⁸⁾。

1932年のジュネーブでの国際経済会議準備委員会では各国の為替ダンピング批判に対して、日本代表団は通商自由主義の堅持と輸出入制限の撤廃を主張した。だが、その主張は英國側に拒絶される。翌1933年のロンドン世界経済会議ではアメリカが国内経済優先に転じたことで交渉は決裂し、金本位制度への復帰はもはや困難なものとなっ

た⁹⁾。その結果、多国間の共通の経済のルール作りから二国間の協定によって成立する貿易体制への変化を余儀なくされた。

1930年代前半の日本の貿易は好調であった。金輸出再禁止以後は日本経済の躍進期であり、国内の産業政策についても、貿易政策についても、政府は特段の措置をとる必要を感じずにつんでいたのがこの時期の日本の状況であった¹⁰⁾。

唯一課題であったのが諸外国の日貨排撃などの動きに対処するための二国間の通商協定である。典型的には例えばイギリスは既に1932年のオタワ会議から所謂ポンド・ブロック形成の動きを見せていたし、アメリカの関税独裁権・通商互恵条約を利用した貿易管理への動きも顕著であった。

「自由貿易以後」の国際経済への対処が課題となっていたのである。日本としては各国と個別交渉を重ねることで貿易関係の安定を図っていくことになる。

日本は求償主義貿易を選択することを強いられるようになる。求償貿易とは輸出と輸入を国別に均衡させようとするものである。これが具体的な形をとった主なものが日印会商（1933年）・日英会商（1933年）・日蘭会商（1934年）である¹¹⁾。そして貿易相手国の不法に対する報復的手段を定めた「通商擁護法」も1933年に成立している¹²⁾。

さてこのような求償主義的貿易政策は日本にとってどのような変化を導くことにならうか。重要なのは貿易交渉はすなわち国内問題であるということである。貿易交渉での譲歩は国内の業者間・産業間の調整がなければ成立しないからである。

日印会商では外務・商工・大蔵などの代表団がインドのシムラでの会商に臨んだ。争点となっていたのは日本綿製品のインド向け輸出の増大と、それに対するインド政府の高関税政策であった。交渉団は輸出量制限に対する日本国内の反対意見を承知しながらも交渉を妥結させることになる¹³⁾。

日蘭会商の場合は蘭領印度への日本製品の輸出に対する輸入制限が問題となっていた。これに対して日本側は互恵主義的に蘭印からの輸入を増加

させることで宥和を図ろうとした。日本側が必要としたのは石油・ゴム・砂糖であったが、イギリス系資本が支配する石油・ゴムの輸入拡大は蘭領印度にとっての利益とはならず、代わりに砂糖の輸入量を増加させることになった。だが、これには国内製糖業者からの反対の声が挙がる。台湾糖の生産増加で自給体制の整備を図ってきたのに何故わざわざジャワ糖を輸入せねばならないのか。しかしながら砂糖以外での妥協は困難であり、1934年4月4日の外務・大蔵・農林・商工・通信・拓務六省係官協議会も砂糖問題について承認する。外務省・商工省は砂糖業者との官民協議会を開いて協議を重ねたが、砂糖業者は日本工業製品輸出のために砂糖業者が犠牲とされることに不満を示し、日本の経済外交を国辱的であり、我国産業の破壊につながるものだとして強く批判したのである¹⁴⁾。

相手国から求償的な貿易関係への移行が提起されれば日本は交渉に引き出されることになる。例えばアルゼンチンやシリア、カナダなどからそれまでの自由貿易の時期の貿易不均衡の改善が求められる事態となった。不均衡改善の要求を受け入れつつも日本の輸出を維持するためには、相手国側からの物産の輸入を増加させる以外にはない。輸入の増加のために日本で知られていない相手国の物産の見本市なども開かれた。

そのため各国の貿易政策が統制主義に変化し、求償貿易へ移行していくという点では同じであっても、歐州諸国と日本ではその意味合いが異なっていた。歐州諸国では経済不況と国際収支の悪化によって統制を余儀なくされたのに対して、日本の場合は貿易の躍進を維持するための統制であり、歐州諸国は門戸を閉止しようとする統制であるのに対して、日本はこれを開放させようとする統制であると論じられることになった¹⁵⁾。

日本には「門戸」を閉じる意図もなかったし、その必要もなかった。1937年以前にはこのような状況が続いていた。「総力戦体制」とはいっても物資不足の懸念が生じ始める前の「貿易統制」というものは概ねこのようなものであった。

とはいえば頻発する貿易交渉に対処するためには、やはりそれに即応した国内体制の整備が必要とされた。そこで「貿易行政の一元化」が課題となっていました。この問題が初めて提起されたのは1934年である。日印・日英・日蘭等の会商の交渉の過程を踏まえた上で、松本烝治商工相は貿易国策の実質的部分を商工省を中心として一元化すべきだという談話を発表した¹⁶⁾。これがこれから長く続く貿易行政機構問題の始まりである。

松本商相の談話に対しては外務省（広田外相）からすぐに反発があった。外務省通商局と商工省貿易局の間で互いに主張があり、問題はひとまず沈静化する。人々に貿易行政の不統一が課題だという認識を残して、この問題はひとまず商工省貿易局の外局化という形でその第一幕を下ろした¹⁷⁾。

このように貿易行政機構統一問題は広く関心を集めようになつた。またその背景にある「貿易統制」概念の出現は貿易についての考え方の変化ももたらした。例えば関税は大蔵省の管轄下にあったのだが、貿易統制への移行が課題となる中で「関税課が大蔵省に属するのは、関税をもつて租税の一種と看做した収入関税時代の遺物である」と見なされ、「関税は国家草創の時代には重要な財政収入上の問題であり、大蔵省所属の問題ではあつたけれども、今日では関税の意義は全く変化してゐるから、これが大蔵省に属すべき理由は殆んどない。」¹⁸⁾と論じられた。関税の意義も「國家の財源」から「貿易管理の手段」へと変化したものとして理解されたのである。

ここで商工省での貿易局の位置について確認しておく。商工省は農商務省が商工・農林に分裂することで成立したのだが、商工省が1925年に成立した時には貿易関係の部局はわずかに商務局貿易課という一課があるのみであった。その後1930年5月3日に貿易局となり貿易課と通報課が置かれた。更に1937年7月には外局に昇格し、これによって特許局・燃料局と並んで次官級の長官が置かれ、2部7課からなる一大部局が成立することになった。

本節では、「貿易統制」概念が出現し、求償主

義的貿易政策が採られる過程を見てきた。その中で貿易行政機構問題が重要な課題と見なされるに到った。次に統一的貿易行政機構（貿易省）についての諸々の構想について、当時の論者の議論を分析していく。

第2節 貿易省設置構想についての議論の動向

1930年代には閉塞状況の打開の一策として様々な行政機構改革構想が提起されたが、本稿が対象とする貿易行政機構もその一つである。貿易行政機構については「貿易省」設置問題がほぼ一貫してその主な論点となってきた。本節では貿易省設置問題についてのこの時代の論者の議論を整理する。ここでは3人の論者の主張を紹介する。谷口吉彦、松井春生、津田信吾の3人である。

第1項 谷口吉彦

初期の貿易省案を代表する論者として、京都帝大経済学部教授の谷口吉彦¹⁹⁾が挙げられる。谷口はその著『貿易統制論』において貿易統制の意義を論じ、貿易統制の機関の必要性を主張した。谷口は貿易統制の機関として政府の貿易行政機構については貿易省の設置が望ましいとする。谷口は「何よりも必要なのは貿易省の新設である。吾国の現行制度では貿易統制にする事項は、外務省通商局と商工省貿易局と大蔵省関税課との2局1課に分属し、而もそれが何れも別々の省に分属するために、相互の間に連絡を缺き統一を失して、事業遂行上の不便と煩雑は想像に余りある。」²⁰⁾として2局1課の統合を主張した。

現実的な案として谷口は3つの案を挙げている。第1は貿易省の独立（貿易局への通商局・関税課の併合）、第2は内閣直属の貿易局の設置（商工・外務両省の共管）、第3は商工省貿易局の拡張（通商局・関税課は存置）、この3つである。谷口は最も理想的なのは第1案、最も現実的なのは第3案、であるとしていた。

谷口の論が注目されるのは、これから後の貿易省設置論についての論点がここで大凡明確になっていることである。この後の民間経済団体の建議の多くも谷口の3つの案をそのまま議論の叩き台

として用いている。例えば東京商工会議所では貿易行政統一に関して、(1)貿易省(2)外務・商工共同主管の外局による海外貿易局(3)外務又は商工の外局としての海外貿易局、という形で一括して議論がなされていた²¹⁾。また、日本經濟連盟では(1)貿易省の新設、(2)内閣直属又は外務商工共管の外局、(3)官民合同の貿易審議会、といった形で意見がまとめられていた²²⁾。谷口の争点提起は1934~38年までの貿易行政機構改革問題についての議論の基本的な型を示したのである。

この時期の貿易行政の変化を谷口の整理に沿って述べるならば、1930年代中頃の貿易行政機構は第3案(外局貿易局)によって決着したものと理解されるだろう。第2案は英國の貿易庁をモデルとした議論である²³⁾。そして第1の貿易省案へ向かって議論が進むと共に、その意味付けに変化が生じてくるのが今後の展開である。

第2項 松井春生

次に松井春生の主張を取り上げたい。松井は内務官僚出身で資源局長官などを務め、「経済參謀本部論」という著作でも有名である。ただ、ここで扱うのはそれらの華々しい時期ではなく、既に官を辞し民間(東京商工会議所理事)にいた時期の彼の活動である。

貿易行政機構に関する松井の著作は必ずしも多くはないが、その主張の意義は大きなものがある。では松井の主張とはどのようなものであったのか。1939年9月の「貿易省か、産業省か」で松井は以下のように述べている。

「論者に依れば、新設さるべき貿易省は、生産部面は一切之を主掌せざるものと、速断して居るやうであるが、今日の貿易省、新設の意義は単に各省に分離せる輸出、輸入部面に関する事務の、総合を図るを以て、足れりとするものではない。寧ろ、重要輸出産業については、其の生産部面をも含めて、これを主管せんとする所に、新なる時代的意義が存在するものである。」²⁴⁾

松井の主張はこれまでの貿易省設置を求める議論とは一線を画している。その画期となるのは貿易関係産業の分断と貿易省への取り込みを争点化

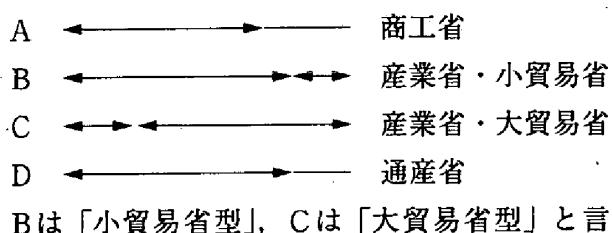
したことである。つまり「輸出産業の生産部面」を貿易省に移管させることがそのポイントであり、それが松井の言うところの「時代的意義」であった。輸出産業とは何か。その中心は蚕糸行政・綿業行政であるとされるが、必ずしもそれに留まらない。以下引用してみる。

「従来国内の産業行政として、商工、農林、通信、拓務等各省の所管事務であつたものと雖も、貿易関係を統括方面として觀るを相当とするものに付いては、此の際徹底的に貿易省に移すことが当然なのである。例へば、生糸の如き、殆ど輸出専門の商品として見るべきものは、その関係行政事務一切を挙げて貿易省に移管することが、單に輸出振興上のみならず、国内蚕糸業対策としても、寧ろ徹底的効果を挙げる所以ではないかと思ふ。綿業行政に付いても同様である。更に茶、柑橘、其の他の農產品及び水產品の一部についても、同様のものが尠くないと思はれる。」²⁵⁾

松井の論では、蚕糸・綿業を始めとして輸出産業に關係するあらゆる行政が貿易省への移管の検討対象となるのである。そして松井は当時の行政改革において論じられることが多かった商工省・農林省の合併を行って「産業省」を設立しようという議論²⁶⁾について、あまりに巨大な官庁となり焦点がボカされることになるとして退け、その代案として、貿易省ができた後の商工・農林の残余の部分を統合して産業省とし、「貿易省・産業省」の並立の形にすれば丁度良い規模になり望ましいと論じている²⁷⁾。

「貿易」は、常に「産業」と「外交」の間に存在し、その距離は時代によって変化する。松井はこの距離を明確に争点として示した。松井の論法によって「貿易省」についての議論を整理してみるとどうなるだろうか。

産業・輸出産業・貿易



い換えることが可能である。また、これらの議論の代表的な論者としては〔A平沼・八田・工務局系〕〔B谷口・経済連盟（初期）〕〔C松井・企画院・経済連盟・貿易局系〕〔D経団連〕と区分けすることができる。貿易省設置問題について当時最も関心を持たれるポイントであったのがこの「産業」と「貿易」の関係であった。これは議論の分析のための大変便利な軸になる。以下本稿ではこの松井の議論を参考にした分析を行っていきたい。

第3項 反対論・慎重論

(1) 平沼内閣（慎重論）

次に貿易省設置反対論・慎重論の論者について述べていきたい。慎重論としてはまず平沼内閣が挙げられる。具体的には平沼騏一郎首相を始めとして八田嘉明商相・賀屋興宣蔵相などが慎重論を唱えていた。平沼首相は貿易省の設置には消極的であったが、これは制度をいじりすぎることを嫌がっていたからだという²⁸⁾。また八田商相は貿易省設置の趣旨には賛成だが「屋上屋を架する結果に陥る危険がある」と発言していた²⁹⁾。八田商相は「貿易省」案に対する対案として「貿易委員会」案を提示したが、これは問題の先送りを図るために遅延策であるとして却って強い反発を受けることになった。

(2) 津田信吾

谷口吉彦・松井春生の次に、津田信吾を取り上げたい。鐘紡社長である津田は歯に衣を着せぬ物言いで評判な人物で、宇垣・林・近衛各内閣で商工大臣の候補として名前が挙がったこともあった³⁰⁾。1939年4月には大日本紡績連合会（紡連）会長に就任している。

既に述べてきたように貿易省設置に対しては統合に伴う行政の停滞を不安視する声も多くあり、各省からの慎重論も多かった。その中で津田が注目されるのは貿易省設置に対する民間からほぼ唯一の反対論を示した点にある。津田は貿易省設置の声が高まる中で、生産と貿易が不可分の関係にあるとはいってもあくまで貿易は生産を前提としてもものであるとして、「貿易は生産あつての貿易

で不可分の関係にあるのだが従来の例に鑑み当局は動もすれば貿易方面のみを重視し生産方面をないがしろにする傾向にあるので自分としては商工省の工務局をより拡充してもらひたいと希望してゐる位だ。」と発言して注目された³¹⁾。

津田の発言は貿易省よりもむしろ工務局を独立させ「産業省」乃至「工務省」³²⁾を作るべきと主張したものであるとして報じられた。「生産」と「貿易」という両者が混淆された結果、「貿易」の重視が「生産」の軽視につながるのではないか、という危惧があったものと考えられる。

この津田の発言の背景には、この当時紡連と商工省は関係がうまくいっており、わざわざ新しい省を作る必要はないという判断があったとされる。だが、この津田の反対意見は前出の松井春生の主張とは必ずしも対立するものとは言い切れない。この津田の発言については、「貿易省の管轄下に生産部門をも持つていけば、さしあたり紡連などは反対を中止するかもしれない。」との推測も為されていた³³⁾。

だが紡連としては「貿易」と強い関連を有する自分達が軽視されることになるのではないかという不安を強く持っていたようである。紡連理事である白石幸三郎は松井春生らの主張に対して疑問を呈した論文を『経済連盟』に寄稿している。そこでは「重要輸出産業については生産部面をも含めてこれを主管する」とする松井の主張に理解を示しながらも、「産業」と「貿易」をうまく区切れるのか、「輸出産業」と「一般産業」の間に齟齬を來すのではないか、という懸念が示されていた³⁴⁾。

同じく輸出産業の典型である蚕糸業の側の反応も論理はほぼ同じ理屈である。生産と貿易が分断されることへの不安から全国養蚕業組合連合会は「農林省蚕糸局の貿易省移管反対」を決議し、「蚕糸業独自の特殊性に鑑み、養蚕、製糸、輸出の一元的行政機関の統轄を望む」と主張している³⁵⁾。この議論はあくまで蚕糸業のみについての主張ではあるが、これを松井の類型化に当てはめると、[一般産業・輸出産業・貿易] の統合を理想型と

し、貿易省に対して一般産業と輸出産業の関係を希薄化させる危険があるとして反対を示したものであると言える。

第3節 貿易省を巡る動き

以上、貿易行政機構(とりわけ貿易省設置構想)について1930年代になされた議論を3人の論者を軸にして整理してきた。次に1930年代の様々な政治勢力の貿易省への対応について概観していくこととする。

第1項 初期の民間団体の動向

初期の貿易行政機構問題に関する民間団体の動きとしては全日本貿易連盟会(森村市左衛門会長)・日本貿易協会などによる建議がある。1936年には日本経済連盟会による意見書も出されている。これらの団体は、貿易行政機構の改革についての旗振り役として、貿易省の設立の必要性を問題提起していった。彼らは貿易省の必要性について度々政府への建議を行い、陸軍海軍への陳情も行っている³⁶⁾。

これらの民間団体の活動を受けて、当時の陸海軍の作成した行政改革案の多くには貿易省などの案が含まれている³⁷⁾。また1937年の貿易局の外局化に際しても軍部の支援があったとされる。有竹修二是二・二六事件後に広田内閣に対して出された陸軍省案の行政機構改革の中で外局貿易局の設置のみが陸軍の希望通りにいったと観察している³⁸⁾。

この見方からすると所謂「総力戦体制」形成の一環として貿易行政を見ることになる。しかし行政の整理統合強化の試みをすべて「総力戦体制」の中に収斂させる必要は必ずしもない。行政機構の硬直は誰の目にも明らかであり、改革の必要性については広く共有されていた。

そのことは例えば海軍の貿易省への反応を見ると良くわかる。海軍では貿易省設置の要望について分析がなされていた。その結論としては関係各省の動向を見守るということに落ちている³⁹⁾。海軍にも案は出せるし、現状の行政機構の中の非効率な部分を指摘することはできた。だがそれら

の案が具体的な決定へと繋がるわけではない。貿易省にしたら良いのか、貿易委員会にすれば良いのか、貿易審議会が良いのか。いくつも案はある中でどれが貿易業者の不便の解消に有効な方策であるのかを、海軍省が判断できるものではなかった。

第2項 伍堂卓雄農林商工大臣

平沼内閣の後を受けた阿部内閣の商工大臣には、東京商工会議所会頭であった伍堂卓雄が商工・農林両大臣を兼摂する形で就任した。この兼摂の意味として、まず一つにはこれは「少数閣僚制」の一環とされる。大臣の兼任というのは、各省の分立や各省間の対立の解消のための一手法であった。商工省については例えば以前にも池田成彬が近衛内閣において大蔵商工両大臣を兼ねた例があった。

だがこの伍堂の兼摂は成功と言えるものではなかった。伍堂の入閣前の地位は東京商議会頭であり、彼のそれまで経歴からして商工・農林のうちの商工省の側の代表者であるものと見なされ、農林省関係者からの反発を招いた⁴⁰⁾。伍堂大臣は農政がわからない、農林行政を軽視することになる、といった批判から農林省及び関係団体から兼摂の解除が求められることになった。伍堂卓雄商工農林大臣という人事は「専任農相問題」という問題を阿部内閣に抱えさせることになった。

また伍堂卓雄と松井春生の関係について言うと、既に述べたように松井は役人生活に一区切りをつけた後に東京商工会議所理事になっていた。この時期の松井は東京商工会議所会頭と日本商工会議所会頭を兼ねていた伍堂の懐刀ないしは相談役としての役割を務めていたようである⁴¹⁾。

また伍堂の商工会議所からの入閣は、民間人からの商相へのステップとして商工会議所の地位の上昇としての意味もあった。また、伍堂の後任の商議会頭に前内閣で商工大臣を務めていた八田嘉明が横滑りしたこともそれを裏付ける形になった。この商相・商議会頭の交替は「ダブルスチール」とも評され、金融界の中心人物が大蔵大臣と日本銀行総裁の両方を経験することが多いのと同様のものであるとして好意的に受けとめられた⁴²⁾。

第3項 日本貿易振興協議会

貿易省設置問題について38年末から民間経済団体の中で中心的な役割を果たしたのが「日本貿易振興協議会」である⁴³⁾。これは前述した全日本貿易連盟会や日本貿易協会の活動が発展したものである。具体的には商工省からの経済団体連盟・工業組合中央会・商工組合中央会・輸出組合中央会・全日本貿易連盟会の5経済団体に対する諮問に対して5団体が貿易懇談会を組織して「輸出貿易振興応急対策に関する答申」を行ったのがきっかけである⁴⁴⁾。

そしてこの貿易懇談会を契機として1938年11月22日に日本工業俱楽部で「日本貿易振興協議会」の発会式が催された。会長に郷誠之助、副会長に安宅弥吉・森村市左衛門・伍堂卓雄、という顔触れであった。

この団体はその後1941年11月に財団法人「日本貿易振興協会」に業務が引き継がれ、戦後の1951年には社団法人日本貿易会へと発展していくことになる⁴⁵⁾。この「日本貿易振興協議会」の活動期間は丁度1年間程である。活動の内容は『経済連盟』誌上に報告され、その活動状況を知ることができる。その主な活動は貿易省設置に向けての活動であった。

松井春生はこの協議会の理事にも名を連ねていた。松井は毎週の常務理事会にもほとんどに出席し、1938年12月12日の常務理事会では松井春生を含めた4人の常務理事が貿易省設置問題についての具体案の考究に当たることが決定されていた⁴⁶⁾。松井は貿易省問題を検討する中心メンバーの一人でもあったのである。前述した松井春生の論文がここでの研究の成果であることは容易に想像出来ることであろう。

ここで協議会の動向についてまとめておく。1938年12月に4理事による専門委員会の分担決定がなされたのに続いて、1939年2月15日に原案の審議と、原案の専門委員会への一任が決定された。3月1日には「本問題は目下企画院に於ても審議中なるを以て」当局に対する参考案として研究することと決められた。3月10日の理事会では、伍

堂副会長が趣旨説明をした貿易省案原案が、「一省を創設するの要緊切なるを認め全員意義なく」可決されている⁴⁷⁾。

3月15日には「伍堂副会長より首相との会談模様に付御報告」があり、4月5日には貿易省設置問題について民間諸団体から当会建議を支持する決議が相次いでなされており、政府部内にもこれを支持する動きがあることが報告されている⁴⁸⁾。

建議もなされ貿易省設置への動きは順調かに思われた。協議会は建議を続ける一方で貿易関係の具体的な問題についても建議をしていった。だが10月に貿易省設置は混乱（外務省騒動）を招くことになる。39年10月18日の常務理事会では政府側の外務省との妥協に対して「貿易省問題に関し当会より遺憾の意を表」すものとされた。その直後の10月21日の臨時理事会では、改めてこの問題に対して「貿易省設置問題の新設は喜ぶべきも外務省の反対による妥協案の如くんば海外に其の手足を有せざる事となり為に全く骨抜の感あり右は甚だ遺憾とする所なり」と、外務省に対する批判がよりはっきりとした形でなされた⁴⁹⁾。

貿易省設置が望み薄になった1940年3月20日には常務理事会で「貿易対策審議促進機関設置に関する件」が討議され、貿易省設置の意図のなんらかの形で継続していくために官民の意思疎通を目的とした官民懇談会を設置することが決まった。貿易省設置が当面期待できなくなり、協議会は官民の懇談会の方向へと転換したのである。貿易省設置への動きはこれで止まり、この理事会を最後に松井春生は常務理事を辞任した⁵⁰⁾。この後協議会の活動も停滞し、日本貿易振興協会へと再編されていくこととなる。

第2章 貿易省設置問題 1939年

第2章では1939年の貿易省設置問題について扱う。まず本章で主題となる「貿易省設置問題」がこれまでどのように理解されてきたのか、既存の研究の動向について簡単に整理してみたい。貿易省設置問題について散見される理解は、この問題を、戦時体制に持ち込もうとする陸軍・企画院と、

それに対する外務省、という図式で理解しようと/orするものである。

例えば古川隆久氏は、陸軍・企画院が軍需の増産のために必要な外貨獲得を望み、そのために陸軍の強い影響力の下にあり「革新派」の政治路線であった阿部内閣の下で貿易省設置を目指んだものとしてこの問題を扱っている⁵¹⁾。

「横暴な陸軍」に対抗する役回りを受け持っているのが「抵抗する外務省」である。寺村泰氏は軍・企画院が、興亜院設置に続く外交権・貿易統制権限の掌握をねらいとして民間経済団体の動きに乗じたものとしている⁵²⁾。また、「外務省の百年」⁵³⁾は外務省の正史としてこの問題の経過を詳細に辿っている。同書の外務省の側から見たこの問題というのも「陸軍への抵抗者としての外務省」ということになる。

だが、この問題を「陸軍の意向」といったフレーズで理解することに一体どれほどの意味があるのだろうか。それはただこの問題を矮小化することになるだけではないのか。なぜかというと、結局の所陸軍の強い関与は見受けられないということがある⁵⁴⁾。既に述べたような陸海軍からの行政機構改革構想は示されていたが、それは行政機構上の紛争や課題がある分野を総括的に網羅したものであった。

ではもう一つ、「革新派」という概念でこの問題を考えることについて言うと、貿易省問題を「革新派」概念で読み解くのはあまり有効でない。この貿易省設置問題について所謂「外務省革新派」は反対の立場を取っており、この問題は「革新派」か否かで賛否を区切ることは出来ないからである⁵⁵⁾。白鳥敏夫駐独大使を中心とする外務省内の一勢力は「革新派」(乃至は「枢軸派」)と呼ばれていたが、彼らは他の多くの「革新派」とは異なり貿易省設置に反対していた⁵⁶⁾。

貿易省設置問題に対しては外務省で騒動が起こった。だが、この問題より3年の後、1942年11月に大東亜省が設置された時と比べてみると、その時には外務省はアジア地域に対する外交権を失うことになったのだが、結局東郷茂徳外相が設置

に反対して辞職をしたのみで決着がついた⁵⁷⁾。それに貿易省や大東亜省などによる省の分立は必ずしも外務省の影響力の低下に直結するというものではない。外務省は大東亜省の設置に際して大東亜次官の他に2局長・7課長を外務省から送り込み⁵⁸⁾、更には小磯内閣から終戦に到るまで重光・東郷と外務大臣による大東亜大臣の兼摺が続いたことでこの両省は相当程度一体化していった⁵⁹⁾。

本稿では貿易行政機構問題の延長にあるものとしてこの問題を見ていくが、その前にまず貿易省設置問題が起きた1939年当時の時代状況を確認しておく。まずこの時期には「日米通商航海条約」廃棄への動きがあった。貿易が縮小していく可能性が生じてきたことで、日本側に危機感が生まれていた⁶⁰⁾。円ブロックの中での貿易額は増加していたが⁶¹⁾ブロック内の貿易では外貨獲得にはつながらないため、貿易振興が必要だとする主張が出てきていた。

また欧州大戦の影響も見逃せない。1939年8月23日に独ソ不可侵条約が調印され、9月3日には欧州大戦が勃発した。欧州での大戦は、一方で日本に「輸出増進への期待」を抱かせ、第一次大戦の際の特需の再来を期待する声もあった。他方で欧州大戦によって「物資不足への不安」も生じた。必要物資が欧州に集中してしまい、日本が入手出来なくなるのではないか、という不安である。これらの期待と不安はいずれも貿易を重視させる方向に向かわせた。これは貿易省設置を求める主張には追い風となった。

第1節 貿易省設置問題の経過

本節では貿易省設置問題の経過、とりわけ外務省騒動についてその経過を見ていくことにする⁶²⁾。貿易省設置は1939年10月3日に閣議決定された。しかしそれに対して外務省事務当局の反対(外務省騒動)が起こり、2週間程の騒動の後に10月13日に閣議決定の変更がなされる。そして翌1940年1月の貿易省設置断念に至るのである。

まず欧州大戦の勃発から話は始まる。欧州大戦によって生じた外交関係の変化に対応できなく

なったため平沼内閣は総辞職し、1939年8月30日に阿部新内閣が成立した。

阿部内閣は「少数閣僚制」を掲げ、10人の閣僚で始まった。阿部信行首相が外相を兼任した他に、小原直が内務・厚生、伍堂卓雄が農林・商工、永井柳太郎が通信・鉄道の各大臣を兼任していた。その他に、大蔵大臣青木一男も企画院総裁を兼ねていた。これは閣僚を少数にすることで意思決定を円滑にすることを狙ったものであり、各省間の分立を人的に組織の頭を一つにすることで調整しようとしたものであった。その一方で制度的な対処をしようとした部分もある。それが貿易省である。

前の平沼内閣は貿易省設置に慎重であった。それに対して新内閣で伍堂卓雄商相と青木一男蔵相の入閣が決まることは、関係者の間に新内閣が貿易省設置問題に取り組むであろうことを予感させた。伍堂は商議会頭とともに日本貿易振興協議会の副会長でもあり、貿易省設置の主張の中心にいた人物である。そこに青木一男蔵相（兼企画院総裁）が加わる。青木は前内閣の頃から企画院総裁として閣内で貿易省設置を主張しており、こちらも有力な貿易省設置の主唱者であった。

阿部内閣では当初は首相が外相を兼任していたが9月25日に野村吉三郎海軍大将が専任の外相に就任した。野村新外相は外交は素人であると評されていた。新外相就任の翌26日に閣議は貿易省設置の方針を決定し、企画院に原案の起草を命じた。翌週10月3日にはほぼ企画院の原案通りに貿易省設置要綱が閣議決定され、貿易省設置の具体的手続きについては法制局長官を会長とする貿易省設置準備委員会が置かれることとなった⁶³⁾。

1939年10月3日に閣議決定された「貿易省（仮称）の権限に関する要綱」⁶⁴⁾では、「各省より貿易省に移管統合するもの」として、外務省通商局、農林省蚕糸局糸政課（の一部）、大蔵省為替局・税關・主税局税務課（の一部）、商工省貿易局・織維局・化学局・監理局（の一部）、拓務省朝鮮部・殖産局（の一部）、が挙げられていた。

ここでのポイントは当初の企画院の案が修正さ

れ、農林省蚕糸局の移管が取りやめられたことである。これは松井春生が主張した「輸出産業を含めた貿易省」という考えに関するものである。結局、無理に養蚕業を移管することは生産能率を阻害することになるとして見送られたが、綿糸業はその大半の移管が決定した。また蚕糸業についても輸出関係の生糸検査所・海外市場調査事務所は移管され、その他にも輸出関係の農林水産物については移管されることに決まった⁶⁵⁾。

これまで歴代の内閣が実行を躊躇していた貿易省問題に新内閣がわずか一ヶ月で道筋をつけたことは好意的に評価された。政府は貿易省の設置手続きを「10月20日頃までに政府部内の手続きを了し、上奏枢密院に送り11月中旬までには一切を完了」するものと見込んでいた⁶⁶⁾。だが、その後事態は予想外に混迷していくことになる。

この閣議決定に対して外務省から強い反対が出た。野村外相・谷次官は閣議決定を尊重する意向であったが、移管される当事者である松島鹿夫通商局長は、「外交一元化の信念からその職に止まり得ない」との理由で閣議決定後すぐに辞意を表明した。

外務省課長級を中心に反対の声は強くなり、全課長全事務官で決議文を表明し、幹事会を組織して全員の辞表を取り纏め、結束して初志貫徹を図る旨を申し合わせた⁶⁷⁾。野村専任外相の就任直後であるということが一つの原因であった。入閣直後の新外相が閣議で不意打ち的に貿易省設置を認めてしまったことが外務省内の反対を強めたのだとされる。

外務省事務当局側は、更に具体的な要望を示す形で、閣議決定を通った「貿易省要綱」閣議決定案に対する「外務省修正案」を10月6日に提出し、首相・外相に上申書を提出した。外務省修正案では、①貿易省の権限から「渉外事項」を除く、②「商務官」の任命権を外務省が持つ、③通商局の所管から貿易省に移管される部分を除いた部分でもって外務省に一部局を作る、という3点が主張された⁶⁸⁾。

この外務省の反対に対して政府側は、③は容認

したが閣議決定の変更を必要とする①②については拒否し、説得に当たった。

当初の観測では、外務省はほどなく折れるのではないかと予想されていたが⁶⁹⁾、事務当局側の反対は強かった。だがこれに対して政府側も内閣三長官（遠藤書記官長・唐澤法制局長官・武部企画院次長）を中心に対応に当たっており、断固鎮圧の方針であり、閣議決定の変更には応じようとしたかった。

膠着する騒動に対して、芳沢謙吉元外相を初めとする外務省長老が斡旋の労を執ろうとするがそれも実らず、交渉は行き詰まりを見せた。そして、1939年10月11日夜になって外務省職員は連袂総辞職を決め騒動は最終局面を迎える。

辞職者は既に辞意を表明していた松嶋通商局長、河相情報部長の他に、各局で30人の課長、事務官56名、その他二十数名の合計百十数名が辞職を決めた⁷⁰⁾。この混乱を受けて、阿部内閣は最終的に譲歩の方針を固め、外務省事務当局側の主張を受け入れる形で10月13日に閣議決定の変更を決めた。これで外務省騒動は一応解決したものとされる。

騒動が起きた後、野村外相は閣議決定の事情について「貿易省に対する事務当局の意見は予て局長あたりから聞いてよく心得てゐた、そして僕自身も又全く同意見だつた。」とし、外務大臣としては不本意だが、国務大臣としてハンコを捺すことになったのだと語っていた⁷¹⁾。大臣・次官・三局長とも、外務省として閣議決定に不満があるという点では一致していた。ただ新内閣が反対を承知の上であえて取り組んでいる課題に対して足を引っ張ることが躊躇われたということである。

政府側が当初強硬な態度を示していたことで外務省内の稳健派も態度を硬化させた。その理由としては阿部内閣が外務省内の動きを読み誤ったということが挙げられる。阿部内閣は白鳥敏夫を中心とした白鳥派を警戒していた。白鳥派はこの時期の外務省内の「革新派」と言われていた。白鳥派は阿部内閣でも野村外相の就任前に「白鳥外相」を希望して運動するなど、外務省内の伝統派—革新派と称される対立の存在は広く知られ、警戒さ

れていた。政府側ではこの騒動を、混乱を起こすことを望む勢力が起こしたものである判断しており、事務当局側の連袂辞職の方針が伝えられた後も、強硬な反対派は外務省のごく少数であると判断し、断固として態度で対処すべきと考えていた。策謀の首謀者については辞表を受理しても辞職者が少数であれば他省から欠員を補充していくことではかなえると見込まれていたのである⁷²⁾。しかし実際には省内の反対はより広汎であった。見込みを誤って強硬な態度をとったことが政府側の妥協の余地を狭め、騒動を拡大させることになった。

この騒動の前から事務レベルでの企画院と関係各省との検討は既に始まっていた。阿部内閣の1939年9月24日には企画院次長武部六蔵が松嶋鹿夫通商局長と貿易省問題について懇談している⁷³⁾。武部は政府側の三長官の一人であり、貿易省設置を推進する企画院の中心人物の一人であった。この懇談では両者の立場に「まだまだひらきあり」という状況であったと武部は記している。

次いで武部は方針決定後の9月29日に村瀬商工・荷見農林・大野大蔵の各次官と（同日に田中拓務次官にも）貿易省問題について懇談しているが、「いづれも難題なりとて渋面なり」と難航が予想されていた。閣議決定の直前、10月2日にも拓務・大蔵・商工・外務・農林各省の次官との懇談がなされたが、各省からの歩み寄りは見られなかつた⁷⁴⁾。

貿易省案について各省とも当初の立場は反対の意向であった。10月3日の貿易省要綱についての閣議決定直前の新聞報道でも、各省（拓務省、大蔵省、外務省、農林省、商工省）の反対があるために閣議決定は難しいのではないかと見られていた。

例えば拓務省からは「外地行政総合統治の建前」が主張された。外地貿易が拓務省から切り離されることで外地統治一元化が妨げられる、として拓務省は貿易省案に反対である旨を表明している。また大蔵省からは為替局と関税課が移管されることになっていたが、為替局については、金融政策が国際金融と国内金融で二元化されることになる

として、また関税課についても財政関税と国内消費税は密接な関係を有しており、租税政策が二元化されることになるとして、こちらの反対も強かった⁷⁵⁾。

このような各省の動向を見ていくことには重要な意味がある。通説的理解が貿易省問題を外務省の問題として捉えているのに対して、「外政一元化」という主張を相対的に見る視座を獲得出来るからである。「外地行政一元化」「金融行政一元化」「税制一元化」と主張の根拠はいくらでもあっただろう。

このように貿易省案については、各省の利害がかみ合わず、実現の可能性は不透明なものと考えられていた。だからこそ、その様な状況下で阿部内閣が各閣僚の意見をまとめてあげて閣議決定を成立させたことは各方面から好意的に評価された。期待を持たれていなかった新内閣が、歴代内閣が実現できずにいた問題について道筋をつけられたことは意外な好成績だと考えられたからである。

10月3日の閣議では、まず拓務大臣から「貿易大臣と拓務大臣及び朝鮮総督の権限調整が出来さへすれば自分は敢て反対でない、両者の共管でなくとも両省がよく協議連絡すべき原則が官制上によく明記されるならばよい」と譲歩の意向が示され、次いで外務・大蔵・商工・農林についても各大臣から事務上の難点が示されたが、各閣僚とも問題点はあるとしても大局的見地から企画院原案を承認することに決まった⁷⁶⁾。

各省事務方からの積み上げではなく、まず閣議決定をしてそれから各省事務方の説得に入るという意欲的な手法が採られた。そんな中で外務省が騒動を起こし、各省の譲歩で解決が目前であったものを壊したのである。新聞・世論は外務省に批判的であった。武部は「世間は強硬論にて政府をベン〔鞭〕撻するもの多し。」⁷⁷⁾と世論が政府側に味方しているという実感を記している。例えば『東京朝日』の社説は、「議論として見れば事務当局声明傾聴すべきもの多しとするに吝かではないが、『絶対に反対せざるを得ないのである』などと言わわれているのには辟易するほかない」とし、

外務省は外交一元化、貿易国策論等の闘争題目に便乗しているだけではないかと非難した⁷⁸⁾。

外務省への新聞・世論の批判の中で最も辛口な批評が丸山幹治「貿易省問題の悲喜劇」⁷⁹⁾である。丸山は阿部内閣も評価していないが、外務省にはより批判的であった。まず、外務省は政治外交と経済外交の不可分を言うが、独ソ不可侵条約（独ソ通商交渉）は通商事務が外務省に属した時のことである。それに「外務省通商局によつてわが貿易の改善する見込みがないといふのは『周知の事実』になつてゐる。」と批判する。「外交一元化」という主張についても「外国に関する事務が悉く单一機関によらねばならぬはずがない。要は能率の問題だ。現に諸外国の改正前の対外機構は單一でなかつたことを事務官僚は認めてゐる。」と指摘している。外務省騒動とはこのような世論の下で起きたものであった。

外務省騒動について論じる最後に、交渉の争点について改めて確認してみる。政府側が閣議で決定した「貿易省要綱」と外務省側側が対案として出した「外務省修正案」を見比べてみると争点は「涉外事項」「商務官」「通商交渉（部局）」3つであることがわかる⁸⁰⁾。

そして騒動の結果、政府側が譲歩をして外務省事務当局側が受け入れた妥協の内容は、(1)外交一元化の原則を尊重すること、(2)貿易大臣の所管から涉外事項を除くこと、(3)商務官の任免権を（当面）外務大臣に残すこと、(4)部局を存置すること、の4点であった⁸¹⁾。

問題となるのは(3)の商務官である。商務官とは1910年に創設された制度で、商務関係の事情に疎い普通の外交官に代わって三井物産などの民間経済人を登用する制度であった。何度かの廃止・復活を経た後に、この時期には制度上は「商務書記官」という官職で、ロンドン・パリなどの6ヶ所に6人が駐在していたとされる⁸²⁾。商務官が争点とはいっても人数としてはたった6人ということになる⁸³⁾。

また、商務官については既に1937年の貿易局の外局化の際に外務・商工の共管になっていた。既

に貿易事務に関しては外務大臣を通した間接的な形で商工大臣の指揮監督を受けることとされていた。また、商務官が外務省の所管から離れていくのは日本のみならず英米仏に於いても第一次大戦後には同様に見られる傾向であったことも指摘しておくべきだろう⁸⁴⁾。

結局の所この騒動の解決点というものは、「商務官」問題と、外務省の3つの建前を尊重するというものであった。しかしこれは「外交一元化」と表現されねばならないものなのか。野村外相は政府案によって外政一元化が妨げられるとは思われないと再三述べていた。もちろんそれは自らの立場によるものでもあっただろう。しかし、「要是運用の問題」⁸⁵⁾であるのに、なぜ外務省が反対するのかわからない、と戸惑いを見せる外相の言動には多分に彼の実感がこもっていたように思われる。

第2節 貿易省官制とその意味

ここまで騒動の経緯を見ていくことでこの騒動の意味を相対化することを試みてきた。貿易省問題は1930年代の貿易行政機構統一問題の総決算として位置付けられる。ではこの貿易省問題の積極的な意義はどこに求めれば良いのか。

第1項 貿易省官制案

貿易省の構成はどのようなものなると考えられていたのか。官制について(1)企画院の「貿易省設置要綱案」(1939年5月23日)では、「官房・計画局・外資局・振興局・海関局」⁸⁶⁾、(2)貿易局官制の1939年10月3日の閣議決定以前に作成されたと思われる案では、「官房・計画局・外資局・振興局・織維局・監理局」⁸⁷⁾、(3)「貿易省官制(案)」

(1939年11月28日)では「総務局・振興局・外資局・海關局・織維局」の五局が設置されることとなっていた⁸⁸⁾。

以上の官制案の中で注目すべきなのは、要綱案の検討の途中から「織維局」が加わったことである。この織維局が1939年の貿易省案のポイントであり、第1章第2節で松井春生の議論を中心にして論じてきた、「輸出関係産業の統合」という理

念の具体化されたものであるからである。

「大織維局案」(後述)についての折衝もあって、貿易省に新設される織維局の所管の範囲については直前までまとまつていなかったようである。だが、織維局以外の新設省の各局については大凡の案が出来上がっていたものと考えられる。

関係する各省の構成は、1939年10月3日の閣議決定により内閣に設置された貿易省設置準備委員会の構成を見ていくことでわかる。「貿易省設置委員会職員見込」⁸⁹⁾によると準備委員会の構成は、法制局長官を会長とし、委員には企画院の他に外務省・大蔵省・農林省・商工省・拓務省の各省の次官局長、幹事に各省課長級が名を連ねていた。

第2項 企画院の動向

次に企画院の動向からこの問題を見てみよう。企画院は基本的に一貫して貿易省設置を推進していた。1939年の貿易省設置に際しては、大蔵省出身の青木一男企画院総裁と内務省出身の武部六蔵企画院次長の2人が、貿易省設置を推進する主導的役割を果たした。

なぜ企画院は貿易省設置を推進したのか。行政の扱う領域の拡大はこの時代を通じた傾向であり、中でも貿易関係の部局の膨張は顕著であった。数年間で貿易関係の外務・大蔵・商工の貿易関係の各部局は膨張を続け、人員も増加した⁹⁰⁾。

各省は機密事項を多く持ち、貿易全体の計画立案のための情報は企画院に入ってこない。企画院の貿易委員会への各省の協力も不熱心なものであった。貿易の全体像が捉えられない状況では対応のしようがない。企画院としてはもはや匙を投げた格好である。そのため根本的な解決策として、貿易省設置案に向かっていった⁹¹⁾。

具体的には、内閣の企画機関として調査の一環として、設置要綱案の検討が始まっていた。青木企画院総裁は1939年8月3日経済閣僚会議で貿易省の「即時設置論」を主張していた⁹²⁾。それらの立案は平沼内閣では採用されなかつたが、阿部内閣で陽の目を見ることになった。

貿易省の内部機構については企画院と商工省との間に意見の開きがあると伝えられていた。『東

『京朝日』の社説は、「輸出商品に関する生産部面」を貿易省に統合するという企画院の狙いは理論的に正鶴であると評価し、ここで企画院が商工省に譲歩して妥協的態度を取るならば、貿易省の意義は半減することになると評していた⁹³⁾。

これは別の表現を用いるならば「第三産業省案」となる。この表現はこの問題の要点を衝いている。「エコノミスト」はこれを以下のように表現した。つまり、「企画院では全産業を三つに分類し、軍需品を中心とする重工業、国民食料を中心とする農畜水産業、これに対して原料を輸入に仰ぐと否とを問はず貿易品を中心とするものを第三産業として一括するといふ考へ方をもつてゐる。この考へ方からすれば貿易省は軍需省、食料省に対しての第三産業省といふことになる。」⁹⁴⁾と報じた。

企画院は貿易省を「第三産業省」として考えており、その内容というのは、重工業・農畜水産業・貿易関係産業の3つに区分けするというものだという。そしてその第三の「産業省」こそがこの時設置されかかっていた貿易省なのだという分析である。

この「第三産業省」という表現については、貿易省設置準備委員会の関係書類の中にも見出すことが出来る。委員会の冒頭で会長（法制局長官）から「貿易省機構の根本趣旨（第三産業省としての使命）を簡単に説明」することが予定されていた⁹⁵⁾。

「企画院の第三産業省新設の根本観念を押し進めて行けば、貿易省はいはゆる第三産業の生産部門をも当然包括しなければならなくなる。」⁹⁶⁾と前出『エコノミスト』論文の議論が結論付けられているように、これは貿易省に生産部門を組み込もうという考え方を導くことになる。貿易省への生産部門というとその中心が繊維産業になるのは当然のことであった。官制案の中でも特に「繊維局」が含まれている事に重要な意味がある理由は、それが輸出産業の貿易省への統合ということを意味していたからである。

繊維局についての当初の案は「大繊維局」構想⁹⁷⁾と言われるものであった。農林省蚕糸局と商工省

の繊維局を合わせて、貿易省繊維局という形にしようとするものである。これは蚕糸業と綿糸業を担当する行政機構を統合しようとするものである。貿易省が単なる「貿易事務を扱う省」ではないということが容易に理解できるであろう。

しかしこの大繊維局構想は結果的には第1節で既に述べたように、閣議決定の直前まで検討が続けられながらも撤回されることになった。蚕糸業の国内部分は農林省に残り、輸出事務・国外輸出関係のみが貿易省に移されることになり、「大繊維局」とはならなかった。また商工省の方でも、化学繊維の一部については商工省に残ることが決まった。

繊維関係産業の移管は貿易省的一大眼目であった。「生産の一貫性といふ立場から商工、農林両当局には相当強い難色があるが、もしここで譲歩するならば貿易省新設の意義は半減する。」⁹⁸⁾とされている。しかし、生産部門を吸収したことでの生産能率を阻害しては何にもならないとして養蚕業などの原始産業は貿易省に包含されないことに決まったのだという。

生産能率を阻害させないために養蚕業の移管は輸出関係の部分についてのみの移管となった。重要な輸出品である蚕糸だが、蚕糸業を営む農家を相手に全国津々浦々に到るまで貿易省が管理をしていくのには難しさがあっただろう。このような蚕糸業の状況に比べれば、紡績関係を他産業から区切るのは遙かに容易な作業であった。この時期は津田信吾などによって大紡績の地位が確立されていた時期でもあったからである。

更にこの時期の紡績関係について言えば「輸出入リンク制」の存在を忘れる訳にはいかない。この制度では、外貨獲得（輸出）への貢献度に応じて輸入が割り当てられるというものであり、具体的には前年度輸出実績に応じて翌年の原材料輸入が割り当てられていた⁹⁹⁾。これらの経験が紡績業の貿易省移管への合意を得させることとなっただろう。

以上説明してきたように1939年の貿易省設置問題の中心テーマは「産業」と「貿易」の関係にあつ

たのである。

第3項 外務省の弁明

外務省騒動では事務官全員が辞表を提出したが、最終的に政府側の譲歩で決着したので当然の事ながら辞表は受理されなかった。騒動を起こした責任については各次官以下各局部長には部下統率について、課長・事務官には世間を騒がせたことに対して、それぞれ戒告処分が下されることで終わりとなった¹⁰⁰⁾。唯一、松嶋鹿夫通商局長のみがスウェーデン公使に転出となったが¹⁰¹⁾、これは処分としての意味合いを持つものではないと理解されていた。

松嶋の転出した後の通商局長には、松嶋と共に外務省事務当局側の代表として政府側との交渉にあたっていた山本熊一が昇格した。この人事からも外務省では騒動の責任はなんら追及されなかつたものと言える。その山本熊一が騒動の余波も静まった12月に「貿易省問題に就て」と題する講演を行っている¹⁰²⁾。この内容を見てみよう。

講演の中で山本は外務省騒動での貿易省に対する外務省の立場を説明しているのだが、そこでは外務省の立場が「(イ)産業貿易省とせよ、(ロ)先づ中央行政の大改革を、(ハ)外交の一元化、(ニ)外務省の人事交流」の4項目から主張されている。この中で本稿の関心からは、「(イ)産業貿易省とせよ」という主張が為されている点が注目される。

ここでは、吾々は「内容如何によつては貿易省の設置も寧ろ積極的に賛成する。」併し「単に輸出貿易といふものを引離して取扱ふだけの機関では不充分であ」り、「貿易機構は少くとも生産、配給から更に進んで貿易といふものを一貫した一つの機構即ち産業貿易省の如きものでなければいかん。それでなければ吾々の良心に恥ぢないやうな機関にはなり得ない」のだとされていた。

これをまとめると、貿易省に対して外務省は必ずしも反対ではないが貿易省を設置するからには産業貿易省のようなものでなくてはならない。だから外務省としては反対をした、ということになる。この山本の議論が産業貿易省、つまり輸出関連産業分断型の論法を探っている点が注目されね

ばならない。

基本的に新聞・世論の動向は外務省に対して厳しいものであり、大きな騒ぎを起こしてしまった外務省に対する風当たりは強いものがあった。この講演に於ける山本の態度は一貫している。騒動を起こしてしまったことへの弁明である。だがその中にあってこの、「産業貿易省」であるべきだ、という議論が説得力のある弁明の理由付けになりますと考えられていたことが重要である。

だがいくら弁明をしたとしても外務省は騒動を起こしており、「貿易省に反対したのではない」というのは事後的な言い訳であった。これに対して前出の丸山幹治からは、自分の所には手を加えないでおいて外務省以外は統合しろというのはあまりに虫の良すぎる話である、と批判がなされていた¹⁰³⁾。

閣議決定での「貿易省要綱」決定の直後にも事務当局側の声明¹⁰⁴⁾では「今回閣議決定を見たる貿易省設置要綱は生産配給部面までを含むべき貿易省としては不徹底極まるもの」という批判がなされている。これは、閣議決定では産業貿易省としては不徹底な内容になっているとして、それを政府案への反対の論拠としているものである。

「不徹底」の内容は明示されてはいないが、これは農林省からの蚕糸局関係の移管が取りやめになつたことを指していると言っても良いだろう。

農林省からの移管は予想よりも小規模だったのだが、これには「専任農相問題」の影響が考えられる。ただでさえ専任農相問題を抱えている伍堂農商相（農林商工兼摶）の立場を、貿易省問題によってこれ以上悪くさせる訳にはいかず、そのため配慮がなされたものとされる。

これについては、「はじめ企画院原案では蚕糸局の大部分と商工省織維局全部とを合わせて名実ともの大織維局を作りこれで織維行政を一貫して外貨獲得にあたらうとしたのだったがこれは遂に机上の理想案に終つた。」と批判的に報じられている¹⁰⁵⁾。

いざ実際に外務省騒動が起るまでは、貿易省問題の中心が農林省など輸出産業関係にあるのは

明らかであった。もちろん蚕糸業と綿糸業での事情の違いもある。しかしそれらも農林省に比べて外務省への譲歩が少ないとへの不公平感となり、外務省事務当局の側からの反対の理由となっていたのである。

ここまで見てきた山本熊一の講演や外務省修正意見などを考え合わせていくと、この外務省騒動を貿易省設置への外務省の反対として見ていくだけでは十分でないことがわかるだろう。そもそも貿易省に反対していたとされる当の本人達が反対ではなかったと述べているのである。

そしてまた忘れてはならないことは、「産業貿易省」としての役割、つまり「産業」と「貿易」の距離こそが貿易省問題の焦点だという認識が、閣議決定案への賛否を越えて共有されていたということである。

第4項 問題の収束

貿易省設置問題について論じられる場合、その叙述はしばしば外務省騒動まで終わってしまう。だが外務省騒動が政府の譲歩で終わったとしても、それすぐに貿易省設置が潰えたということにはならない。まだ「貿易省設置準備委員会」は残っていた。

強硬派の武部企画院次長は、政府側のこの譲歩は貿易省案を無茶苦茶にしてしまうのみならず、「施政上大禍根を将来に残せるもの」として不満を記している¹⁰⁶⁾。しかしその武部も政府側の譲歩が決定した翌日には、部下に対して「何等不平を言はぬこと、今後よき貿易省を作ることに協力すべき旨」を諭し、心機一転再び頑張ろうとしていた¹⁰⁷⁾。外務省騒動によっても貿易省設置の方針は変わらず、その準備は進んでいった。だが作業が進んでも内容の詰めに手間取ることになる。各省の反対が強まったためである。

政府の外務省への譲歩について各省から不満が表明された¹⁰⁸⁾。閣議決定まで通ったものが、なぜ後から外務だけが認められるのか。元々各省とも不満はあったのだけれども閣議決定がなされたことを尊重して、各省の譲歩によってまとまる見込みとなっていたのである。だがそれが崩れた。ス

トライキ類似の騒動によって外務省の主張だけが通ってしまい、不満が噴出することになった。外務省紛争を契機に閣議決定に不満を持つ各省が意見を表明すると伝えられ、商工・拓務・大蔵などから意見が出るであろうと伝えられた¹⁰⁹⁾。武部はこの状況を「貿易省設立準備委員会に対し、拓務、商工の空気極めて険惡となりつつあり。」¹¹⁰⁾と記している。これではまとまるはずがない。

さらに一旦解決となつたはずの外務省についても、政府側が認めた譲歩の範囲について、外務省と法制局の間で調整が遅れていた¹¹¹⁾。そのため貿易省の設置の時期は年を越して3月くらいにずれこむことになると予想されていた¹¹²⁾。その一方で阿部内閣は1939年末から徐々に求心力を失っていく。貿易省設置問題で手間取ったのに加えて、更に議会対策でも躊躇した。

既に述べたように阿部内閣は少数閣僚制を方針として始まっていたが、まず外相には野村外相が就任し、次いで外務省騒動の一段落した後には専任農相問題から酒井忠正が農林大臣として入閣し、伍堂卓雄農商相が兼任を解かれている。そして議会対策もあって、ここで更に専任鉄相・専任厚相として2人増やすことになった。しかし民政党の町田忠治総裁には入閣を断られ、永田秀次郎鉄相・秋田清厚相が入閣することになった。だが、貿易省問題の混乱に加えてここでも譲歩を重ねたことで、内閣は求心力を失い下り坂になっていく。これらの混乱から抜け出せないままに阿部内閣は1940年1月に総辞職した。後継は米内光政内閣である。

新内閣（米内内閣）としては前内閣の轍は踏みたくない。少なくとも政治的には貿易省問題は阿部内閣の致命的な失敗となったものと考えられていた。また政策的にも米内内閣は現状維持的とされており改革には消極的な姿勢だった。

藤原銀次郎新商相は早くから貿易省設置の撤回の意向を示し、議会での答弁でも「貿易振興は重要政策であることはいふまでもないがそれだからといって必ずしも貿易省を設置することが必要かどうか（中略）貿易省については後廻しにするこ

とした」¹¹³⁾と述べている。

最終的に1940年1月27日の閣議決定により、貿易省設置は見合わされ、同時に貿易省設置準備委員会も廃止された¹¹⁴⁾。内閣総辞職に伴い企画院総裁も青木一男から竹内可吉（商工省出身）に代わり、武部六蔵も企画院次長から退いた。

民間経済界には貿易省設置への期待がなお残っていたようであるが、それも徐々にあきらめに変わっていく。あるとしても内政省・外政省といった包括的な行政機構改革の一つとしての扱いに後退していった¹¹⁵⁾。

これ以後行政の不効率については省庁間協定という形で対処されるようになる。例えば1941年12月5日に閣議決定された「大蔵・商工両省間事務調整ニ関スル件」では、保険・証券などは商工から大蔵へ、外国為替は大蔵から商工にそれぞれ移管された。これらの調整の中で「保険・取引所」の商工省から大蔵省への移管が注目される¹¹⁶⁾。これらはかつては商工省の「商」「工」の2本の柱の一つとして、商工省の虎の子の権限だった。しかし商工省の重点は「産業」に移っていき、ここでついに商工省の手を離れることになる。象徴的な出来事であった。

同様に商工・農林間でも調整が為され、食料の生産配給と肥料の配給は農林へ、農林省からは貿易省問題でテーマとなった生糸を始め農水産物の輸出部面が商工省に移管されている¹¹⁷⁾。

第3節 商工省貿易局

本節では商工省、とりわけ貿易局について論じていく。ここでは商工官僚・貿易局官僚に焦点を当てていくことにしたい¹¹⁸⁾。

第1項 商工省の人事と派閥

商工省が設立された1925年には1官房3局12課（他に外局の特許局）であったのが、39年には内局35課に加えて外局として貿易局（10課）・物価局（4課）・燃料局（9課）となっていた。組織の規模が拡大し、各局間の人事の流動性も増した¹¹⁹⁾。商工省の省としての格もかつては三流官庁・伴食大臣と言われていたものが一変した。

貿易局も設立当初は立場が不安定であり、浜口内閣では行政整理で貿易局の廃止も論じられたという¹²⁰⁾。しかしその後の貿易関係部局は膨張する一方であった。規模は拡大し、つい最近まで貿易課1課で扱われていた貿易行政が、貿易省設置問題の時には貿易局長官の下に3部10課を抱える一大部局となっていた。そして商工省のみならず各省の貿易関係の機構が拡大していた。このような状況が貿易省設置への気運を高めていた。

このような状況の中に商工官僚達はいた。商工省の中には吉野閥・村瀬派などがあるとされ、それぞれ工務局系・商務局系と呼び替えられる。「吉野一岸一椎名ライン」といった形容がされることもある。工務局系・商務局系の並立ということには言及されることが多いが、ここでは貿易局系（貿易畠）を軸にして、新聞雑誌記事や回想録などを中心にした分析をしていきたい¹²¹⁾。

岸信介を工務局長に引き上げた吉野信次は長期に渡って次官を務め、その間に吉野を中心とした集団「吉野閥」が形成されたという。その間、吉野への不満が高まり、小川郷太郎商相により吉野が退任し、岸が満州に追いやられると、（竹内可吉が短期間つないだ後、）商務局系の村瀬直養が次官に就任した。これがこの時期の工務系・商務系の対立とされる。

これとは別に「貿易畠」（貿易ブロック）の存在も指摘されている¹²²⁾。貿易局は元々商務局の一課から昇格したということもあり、昇進経路としても「貿易局長→商務局長」であり、商務系に含められるものであった。だが、徐々に貿易のみで別系統の人事経路が形成されてくる。寺尾進・菱沼勇などがその代表的存在である。

省内全体では局が増加し、人事が流動化していったのだが、その中で貿易局内ではむしろ人事は安定化していた。外局貿易局では4年～6年を貿易局の中で過ごしている者も多く、「貿易局官僚」と定義されうる様な集団が存在した。塩谷狩野吉・小笠公韶・宮田忠雄・齊藤吉臣・越智実・大島永明・新井茂などの、貿易畠から動かすに長期に渡って同局内での勤務を続けていた一群であ

る。その他に豊田雅孝や戦後では松尾泰一郎などもここに含めることができる。

貿易畠は商工省の中でも専門性が強かったということもあるのだろう。だが、「貿易局の陣容は、以前もさうであるが今日も寺尾長官中心で、全省を通じ、このぐらひ結束してゐる部局は外にな
い。」¹²³⁾と評されるのはやはり特徴的なことであつただろう。

貿易局が成立してから後には比較的独立した人事経路が形成されていた¹²⁴⁾。そして寺尾進や菱沼勇などのキャリアのほとんどを貿易畠で過ごした人物が貿易局長官を務めていたことは、成長著しい「大貿易局」にとって象徴的な意味を持っていた。

第2項 貿易省設置問題と商工省

貿易省設置問題についての商工省貿易局の立場といふものはどのようなものか。(1)寺尾進、(2)上野幸七、(3)東栄二、の3人を中心を見ていくことにしたい。

(1) 寺尾進

寺尾について様々な人物評は平凡ではあるが人が良いという評価をしている¹²⁵⁾。ただ長年貿易畠を引っ張ってきてきたことから、貿易業者からの強い信頼を受けていた。寺尾は貿易局長から商務局長になり、一度は病気で引退していたのであるが、外局貿易局の成立に伴って初代の貿易局長官として復帰していた¹²⁶⁾。

寺尾の立場について、戦後1950年1月9日の座談会での回想を参考する¹²⁷⁾。座談会のメンバーは寺尾と同時期に貿易局で貿易行政に携わった者達である。ここでの寺尾の発言を引いてみよう。

[1] 寺尾「今から思いますと、通商産業省みたいなものをこしらえようというのがわれわれの考え方でした。というのは、なるほどその当時工務局というのがありまして、われわれは貿易局だったが外局の貿易局で本省の工務局といろいろ輸出統制の問題なり、輸出振興の問題なり非常に密接な関係がありまして、どうもとかく立場が食い違つて來るのです。」

[2] 「いわゆる輸出産業と見られるところの、たとえば一番大きい例は綿織物であるとか陶磁器

であるとか大きな輸出産業は当然内地行政の面ももちろんあるけれども、達観すれば輸出貿易振興という見地からその産業を見て行かなければならぬ。これは当然貿易局がそれを持つべきだという考え方です。これは工務局とは伝統的にぶつかる。」

[3] 「当時民間で起つておった中心の案なるものは通商産業省です。貿易省というものを立てて、貿易省がやはり輸出産業の指導までも全部やれというのです。」¹²⁸⁾

寺尾によると、貿易省とは通商産業省のようなものだったという。そして省内では工務局と貿易局の対立があったという。貿易省案が民間から案が出されたことについて、「何かわれわれとぐるになったのではないかと誤解されたが、ぐるになつたのでもなんでもない。ちょうどぐるになつたような案が民間から出ておった。」「今度はわれわれが全然知らない間に企画院案というものが出て来た。」¹²⁹⁾と寺尾は民間案・企画院案との直接の関与を否定している。

民間案についての間接的な関与はあり得ないことはないとしても、企画院案については寺尾は伍堂商相に対して自分達が関与できないことについて不満を述べたという。それに対して、伍堂から「商工省としては決して不利な案じゃなかろう。あまりこまかしいことを言わないでこれで通したら良かろう」と言われたと寺尾は回想している¹³⁰⁾。

ただ直接は関与していないにしても「この商工会議所と作った案は、実はわれわれが考えた案に似た案だった。」¹³¹⁾というようにこの企画院案も概ね寺尾にとっては満足出来るものであったに違いない¹³²⁾。民間案と企画院案が大差ないことは既に松井春生と日本貿易振興協議会の所で述べた。寺尾自身が企画院の貿易省案に関与していないにしても、寺尾がそれを望んでいたということは言えるだろう。

(2) 上野幸七

次に戦後通産次官になった上野幸七の回想である。当時貿易局の事務官であった上野は1935年から1941年まで貿易局におり、1941年3月には貿易

局欧米課長にもなっている。上野は「当時は貿易局の首席事務官で、夜を日に継いでほとんど私一人で貿易省の設置案を書いたり、予算を組んだり」¹³³⁾して、商工省における貿易省案の実際の作成に当たったという。上野は大蔵省から為替局、外務省から通商局を持ってきて、貿易を総括する貿易省を作るという案を自分が出したと回想している。¹³⁴⁾

「為替管理や輸出入品等に関する臨時措置法で、貿易局が非常に脚光を浴びて、商工省の中でも全く本流的なものになってきて、その当時の内局の貿易局ではとても陣容が不足だし、他官庁との関係もうまくいかないというんで、一挙に「省」に格上げすべきじゃないかというのが、さっき申し上げた貿易省議論の起りなんです。」¹³⁵⁾

上野の理解では貿易局は、当初商工省では主流ではなかったが、1930年代に徐々にその重要性を高めていくことになる。それに伴う形で貿易局の機構も拡大した。そして従来の商工行政から様変わりして軍需関係を中心となっていた当時の商工省を出て、商工行政の嫡流を継ぐ形で貿易省に分家することになったということである。¹³⁶⁾上野の理解をまとめると以上のことになる。上野は貿易局系が傍系から表舞台へと出していく過程として貿易省問題を捉えていた。

また上野は、貿易省の案は貿易局長や次官からではなく、「これはむしろ貿易局の中だけでイニシアチブをとった格好ですね。」¹³⁷⁾と語っているのだが、これは先述した寺尾の回想で言う所の「我々の考えた案」と見て良いだろう。

1939年の貿易省設置問題において貿易局系統の動きは全くと言って良いほど表に出てこなかった。ただ確かなのは、寺尾進が貿易省問題の意義を強調し、上野幸七が貿易省案に携わっていたということである。

(3) 東栄二

ここまででは寺尾や上野などの貿易局系の人々の意見を取り上げて見てきたのだが、商工省全体の中では貿易局は必ずしも主流とは言えない。既に『武部六蔵日記』にもあったように、村瀬直養商

工次官は企画院との折衝では貿易省に難色を示していた¹³⁸⁾。新聞でも各省と同様に商工省も、貿易省設置には消極姿勢であるとされていた。

もう一つが当時総務局長であった東栄二の反対である。村瀬の懐刀であったとされる東栄二が¹³⁹⁾、貿易省問題当時に貿易局第一部長であった堀義臣に対して貿易省についての難色を示したという。

「東さんが総務局長だったとき、私を呼んで、一体お前たちけしからぬ。民間と通謀してあんなものをつくる。いや決して通謀なんかしません。出て来たのにびっくりしておる。われわれの考えでは貿易省というのはいいものだと思う。それから2時間議論しましたが、貿易の面で産業を切るか。そうでなければ今まで通り、工務局が業種別に切っていくかということですい分議論した。」¹⁴⁰⁾とされる。以上が堀の回想である。東は貿易省に反対したとされている。ここでは産業についての工務局系と貿易局系の対立であったという。

ただ東は必ずしも工務局系というものではない。東は貿易局での課長の経験もあり、退官後も貿易関係の団体に行っている。吉野・岸との対立や¹⁴¹⁾、村瀬との良好な関係からすれば、商務局系である。だが局を代表する立場からはもはや離れていると見た方が良い。東や村瀬の立場は商工省全体の代表としての立場をより重視して局の移管を済したものであるだろう。

面白いことに堀はこうも言っている。「結局そのときにはまとまらずに終わったのですが、その後何年かたって東さんが日本貿易振興株式会社の社長になって、私がその下に行った。そのときに東さんは、今の軍需省なんかけしからぬ、貿易省でもつくってやらねばいかぬというのです。あなたはいつか反対したのじゃないですか。いや、時世が違うよと言っておられた。」¹⁴²⁾

この東の発言の変化をどう理解すれば良いのか。技術的要請に伴って行動した官僚としての面と、官僚が「政治化」した部面を分別することに注意が必要となる。

ここで「政治化」した部分に注目すると、日本の官僚制の中で戦時期は官僚が主導的に動いた時

期だと結論づけられることになる¹⁴³⁾。しかし、その中でも例えば椎名悦三郎は、「吾々を革新官僚と評するのは当らない、なんとなれば吾々は極めて現実主義者であるからだ。」と語ったという。そして「椎名は自ら革新官僚と称されながら、革新といふ言葉を極度に忌み嫌つた。当時の現実を遊離した概念的な『革新のための革新』は、到底彼の思想に容れられるものではなかつたのである。」¹⁴⁴⁾と評された。

この椎名の発言においては「革新官僚」というものは、過度に「政治化」された跳ねっ返り者を指し示すための忌まわしき呼称であると見なされている¹⁴⁵⁾。椎名が現実主義と自己規定しているような立場を「革新官僚」と一括りにできるものではないだろう。

その後の商工省では伍堂商相の下で1939年10月19日に商工次官は村瀬直養から岸信介に交代した。1940年の岸次官の下での人事異動では、5人の局長以下省内の大半のポストで異動があった。ここでは岸の系統である旧工務局系や満州組が重用された。

貿易局系と岸系との関係は読み取りにくいが、一線を画していた面があるのは確かである。だがそれらの差異は表面には出なかった。第三国貿易の途絶に伴って、省設置目前だった貿易局と貿易行政が見る影もなく凋落していく時期を迎えることとなったからである。

では貿易が低迷期を迎えた日米開戦以後の戦時期に、貿易行政・貿易行政機構はどのように変化したのか、そして前後の時代とはどのように繋がっていたのだろうか。

第3章 戦中期の貿易（交易） 1941～45年

第1節 戦時貿易行政機構の変遷

貿易省は結局不成立となり、その後、産業・貿易を巡る行政機構は、農商省・軍需省・大東亜省という構成になる。これは松井の整理する所の「産業省」や第三産業省として貿易省を考える見方に対応するものである。

その一方で貿易行政に目を向けると、呼称も

「貿易」から「交易」に変わった。更には交易局は大東亜省へ移管され、大東亜省交易局として終戦を迎えることとなった。

本章では戦中期の貿易行政機構について扱っていく。対象となるのは1941～45年である。この時期はこれまで拡大を続けてきた貿易と貿易行政機構の停滞期であった。

(1) 交易局

貿易局は行政簡素化の一環として「交易局」として内局に縮小されることになった。1942年11月の「商工省官制中改正」¹⁴⁶⁾により、貿易局（外局）が廃止され、交易局（内局）が設置された。「交易局」は計画課・満支課・南方課・輸出課・輸入課の5課で構成され、外局貿易局の担当分野はそのままに機構が縮小された形である。

「貿易」と「交易」では字句の意味としては違ひはないものとされるが¹⁴⁷⁾、あえて両者の意味の違いを述べるならば、円ブロック内部での物資の移動が「交易」であるとされる。殊更に「交易」という語を用いるということには、「貿易」の時期からの変化を強調するという意味があった。

貿易省設置問題から僅か数年で貿易の重要性は急減した。日米開戦以後は第三国貿易は途絶し、それまでは物資輸入・外貨獲得のために「貿易」が行われていたのだが、日米開戦以後は大東亜共栄圏からの物資の輸入・輸出のための計画的な「交易」が中心になる。そのような実態に即したものとするために貿易局は交易局と名称が変更されるとともに外局から内局へと格下げされた¹⁴⁸⁾。

貿易局長官には寺尾進の辞職の後、小島新一・石黒武重・菱沼勇と続いているが、その中で農林省から来た石黒武重が商工省纖維局長に続いて貿易局長官となっている。これは貿易省設置問題で纖維関係を統合しようとした試みからつながるものと考えて良いだろう。

(2) 大東亜省へ

商工省は1943年に再編され、旧商工省のうちの重工業・軍需関係は軍需省へ、そして残った軽工業・生活物資関係は農林省と合併して農商省となつた。ただ、交易局はそのどちらでもなく大東

亞省に移管されることとなった。

1943年の軍需省設置は軍需生産的な必要性を背景とするものであったが、これは從来の商工行政の再編と見ることもできる。軽工業や貿易関係を切り離すということである。商工省は、重工業（軍需）・軽工業（農商）・貿易（大東亜）と3つに分かれた形である。

この中で交易局は軍需省でも農商省でもなく大東亜省へと移管された¹⁴⁹⁾。1943年10月8日の閣議は「軍需省設置要綱」と「農商省設置に伴ふ部局の統合調整に関する件」を決定した。商工省所掌事項の中で、繊維・民需品・配給消費に関する事項などは「農商省」へ、「大東亜地域に於ける交易に関する事項及交易に関する事項」は「大東亜省」へ、そして残りの部分が「軍需省」へと移管された¹⁵⁰⁾。

軍需省設置に際して交易局は大東亜省に移管されたのだが、軍需省でも農商省でもないというのが興味深い所である。理由としてはやはり「第三国貿易」の途絶ということが大きかっただろう。日米開戦以後の日本の貿易の相手は、円ブロック内の圈内貿易を除けば、南洋貿易に限定されていた。

大東亜共栄圏内の圈内貿易のみになってしまった以上、生活物資関係の農商省よりもむしろ共栄圏内各国との関係を扱う大東亜省に置かれた方が実際の運用に近いと判断されたものと言える。

ではこの時期の域内貿易はどのような状況であったのだろうか。歐州大戦に続いて日米開戦によって第三国貿易は途絶し、事実上「満・關・支」の円ブロックとの貿易と南洋貿易が日本の貿易のすべてになっていた¹⁵¹⁾。

この日米開戦に到るまでの時期の日本の貿易で特徴的なのは中南米諸国に対する関心である。中南米は経済ブロックの空白地帯であり、求償貿易の促進という形での貿易の拡大が図られることになった。だが、南米各国は特に極端な求償主義的通商政策を採用していたから¹⁵²⁾、日本に対しても不均衡是正（バーター制導入）の要求が出された。日本が中米・南米の新市場を開拓し、輸出を拡大

させるためには、相手国の要求する日本側の輸入の拡大に取り組まねばならなくなつた。

それまで日本にとって魅力的な品目は中南米には多くはなかったが、日本から輸出をするために代わりとなる物を買わねばならない。輸入品目探しの市場調査が行われ、貿易の均衡のために、アルゼンチンの羊毛、ブラジルの綿花などの買い取りが拡大した。その結果、日本と中南米の貿易額は1934～37年の3年間で急増した。日本からの輸出も増加したが、それ以上に輸入が増加した。3年間で南米からの輸入も7倍、中米からの輸入は20倍にもなった¹⁵³⁾。中南米はブロック化が進む世界貿易の中では特徴的な地域であり、戦後の貿易でも焦点となることが予想されていた。しかし日米開戦以後は南米との交易も中断されることになる。

戦時期の貿易は国内では統制の下部機構が整備されるにつれ、民間で組織された統制会による自主統制が中心となつていった。実質的な事務はその多くが貿易統制会から発展した¹⁵⁴⁾「交易営団」によって担われた¹⁵⁵⁾。交易営団は三井物産を中心にして作られ、三井物産出身の石田礼助が総裁、東栄二が社長、堀義臣が常務であった。また交易営団の設立とともに、政府と交易業者との関係を円滑にするために日本交易協会も設立された¹⁵⁶⁾。

だが交易業者の維持も開戦後2年で断念されることになる。1943年11月8日の閣議で「交易業整備要綱」が決定され、交易業者六千余の商社を一割の六百にまで整理するという方針が定まり、整理される商社に対しては転廃業資金が交付されることが定められた¹⁵⁷⁾。三井物産など少数の強力業者のみが残り、かつまた全交易商社は交易営団の指揮下に入ることになった。

第2節 「交易」の戦後構想

本節では交易の戦後構想について見ていく。戦時期の貿易行政の担当者は、戦時の「交易」をどのように捉えていたのか。チャーマーズ・ジョンソンが「商工官僚」一般について形容した様に、彼らは「貿易」を忘れてしまっていたのだろうか¹⁵⁸⁾。

もちろん日米開戦とそれに伴う第三国貿易の途絶によって、経済評論の中でも貿易というのは需要のあるトピックではなくなっており、この時期には交易（貿易）について論じている著作は多くはない。その中で、貿易局長官であった菱沼勇の2冊の著作が注目される¹⁵⁹⁾。「戦時経済と貿易国策」は戦時経済国策体系というシリーズの一冊として貿易局でまとめられたものであり、菱沼は貿易局長官としてこの編者となっている。「日本貿易の過去現在及将来」は菱沼が貿易局長官を辞して後に貿易局時代の講演などをまとめたものである。

菱沼は寺尾進に続く貿易局官僚の代表的存在であり、これらは戦時期の貿易政策についての貴重な資料である。この中から戦後の貿易への展望に焦点を当てて見ていくことにする。ここで戦後の貿易のあり方として想定されているのは、「共栄圏間の計画貿易」と「南米などでの通商戦」¹⁶⁰⁾という構図である。

既に見てきたように、少なくとも1930年代前半の日本にとっては自由貿易を否定する理由は何もなかった。日本には協定貿易を望む必要はなく、むしろ各国からの求償貿易の求めによって協定貿易を要求される側であったのである¹⁶¹⁾。

日本は協定貿易にシフトしていったが、同時代の人間にとってはアメリカの互恵主義による貿易も、協定貿易の一つに過ぎないものと見なされていた。アメリカの貿易政策は伝統的に高関税政策に立っていたが、1934年の互恵通商協定法からは、互恵交渉による関税引き下げを原則とするようになり、これが米国の通商政策の転換の契機になったとされる¹⁶²⁾。

同時代の多くの論者も、1930年代の各国の対応の中では純粋な自由貿易というものは存在の余地がなく¹⁶³⁾、アメリカの互恵的な通商政策も、相対的なものであり、程度の問題に過ぎないものとして捉えていた。

確かにアメリカのブロックは他の経済ブロックと態様が異なっていたが、特恵関税制度を設定し第三国を排する米国の通商政策は、汎米国ブロッ

クを形成するものであると解された。これはモンロー主義の再編成であって、その手段が中南米への金融資本の進出と互恵通商協定による貿易の緊密化であるという理解である¹⁶⁴⁾。

最近の研究でも山本和人氏は、アメリカの互恵通商協定政策は世界の貿易自由化を目指したものではなく、相手国に対して輸入割当制を求め、それによってアメリカの優位な状況を形成したものであるとする¹⁶⁵⁾。アメリカは、例えばフランスにはアメリカ産タバコの購入を求め、オランダには年間消費量の5%以上のアメリカ産小麦の購入を求めた¹⁶⁶⁾。これは求償貿易と違いはあったのか。

ただ形式として見るならば、アメリカの政策がより自由貿易に近いものであったのも確かであった。平野常治は、自由貿易の方が効率的ではあるのに「悪貨が良貨を駆逐する」ようにして自由貿易が貿易制限の傾向に押されていると慨嘆している¹⁶⁷⁾。そして平野は国際会議による貿易障壁の軽減は望み薄であると考え、アメリカの互恵通商協定が採用しているような最惠国条款の第三国への均霑という形式に意義を認めている。自由貿易の復権への望みをかけられるものではあった¹⁶⁸⁾。ただ日米の貿易の差異が相対的なものであったということは確かであろう。

(1) 交易局官僚の戦後貿易観

日本の交易（貿易）についてここでは交易局計画課長であった最上章吉が日本交易協会の発足に際して来賓として行った講演（「大東亜戦争と交易業者の覚悟」最上章吉）の内容を見ていくことにしたい。この講演にはいろいろな面白さがある。

[1] 「戦後世界の交易が如何なる形に行はるゝかは、如何なる種類の平和が来るかと相関係してゐるのであつて、尚予測を許さないが、戦後は各國共好むと好まざると拘らず、従来の如き自由主義的重商主義的交易政策は一擲して國家の要求を勘案して計画的に交易を行ふ事となるべく、」

[2] 「将来戦争終了後に於ては世界各国に再び激烈なる国際通商戦が行はれる事は過去の経験に徴しても明白な所である。然し乍ら将来の国際通商戦は最早過去に於けるが如く利潤追及の自由主

義的重商主義的交易では無く、国家の要求を勘案し最も必要少なき物資を以て最も必要な物資の獲得に努むるが如き計画的の交易が行はれる事も確実な所であらう。」¹⁶⁹⁾

ここで面白いのは、第一に、戦後の交易（貿易）における国家間・経済圏間の計画的な「国際通商戦」が予測されている点である。ここでは交易の逼塞状態は戦時期の一時的なものと考えられ、戦後の復活が確信されている。そして、第二に勝敗の如何を問わず、貿易から「交易」への移行が不可避であると捉えられていることである。

(2) 戦後貿易構想（国策研究会）

この時期の日本では、戦後の交易（貿易）はどのようなものになると考えられていたのだろうか。この時期に国策研究会ではテーマごとに研究会が開かれ理論化の作業が進められていた。同研究会の大東亜問題調査会事務局第八分科（共栄圏交易体制）研究会での研究の成果は、『世界新秩序と交易新体制論』（国策研究会・1943年）¹⁷⁰⁾としてまとめられている。第八分科会は高橋亀吉・菱沼勇・矢次一夫など10人で構成されていた¹⁷¹⁾。

そこでは旧来の「国内商業」と「国際貿易」の中間的存在として、「圏内交易」が観念された。国際自由貿易主義は否定されたが、それと同時に「国際貿易は将来においても消滅するものではない。この意味において共栄圏体制をもつてフィヒテの「封鎖的商業国家」に擬するは間違ひである。」¹⁷²⁾として、国際的・国際的な交易は当然に存続するものと考えられていた。

研究会で考えられた戦後世界の「新秩序」とは、「幾つかの共栄圏と幾つかの中立地帯」¹⁷³⁾という構図である。ここで中立地帯として想定されているのはおそらくは中南米などである。

圏外貿易は指導国によって一元的に管理されるものとされてはいたが¹⁷⁴⁾、研究会では（理論上は指導国の管理としつつも）実際には二国間の貿易も認めざるを得ないだろうと考えられた¹⁷⁵⁾。通貨については国際通貨・圏際通貨の形成は困難であると考えられていた¹⁷⁶⁾。金本位制しろ、勢力圏内の通貨である円やドルやマルク（やポンド）にし

ろ、通貨の通用力の均衡が崩れる可能性が高いだろうと考えられていたからである。だがこちらについてもそれらの圏内通貨が中立地帯で通用することで間接的な形で実質的な国際通貨が確立されることは想定された。また、本来協定貿易では物と物との物々交換が原則であるから二国間でしか成立しがたいはずであるが、これも中立地帯を間に挟むことで三角貿易が成立しうる。

(3) 「日本貿易の現状と貿易業整備」菱沼勇

そこで最後に、開戦時の貿易局長官菱沼勇の考えた戦後貿易の見透しについて見ていくことにする。菱沼はこの開戦数ヶ月後の講演¹⁷⁷⁾で戦後の貿易を以下の様に展望していた。

菱沼によると、戦後は「計画貿易」ができる限り自給自足で資材・原材料を確保していくことになるが、「自由市場が相当存在し」、南米などが「競争市場と云う事になれば我が国としても相当数の確りした業者が鎬を削ることも必要である」とされる¹⁷⁸⁾。

ここで想定されているのは、第一に大東亜共栄圏、第二に他の共栄圏、そして第三に南米などの市場となる地域、という三種の地域である。そこでは共栄圏間の交易については協定による計画貿易が想定されていたけれども、他の2つ、まず圏内では需給関係が貿易業者によって調整されるものと考えられており、また（南米などの）競争市場では各共栄圏が競争によって関係の強化を競っていくものとされていた¹⁷⁹⁾。

実際に戦後の世界貿易も当初は協定貿易の気配を色濃く残したものだった。ドル不足の各国は代金決済を現金でせずに、帳簿上で処理をする「オープン勘定方式」が採用されることでどうにか貿易は維持されていた¹⁸⁰⁾。ロック経済についても同様で、1949年の第1次通商白書なども、イギリスなどのロック経済が存続しているものとして世界貿易を理解していた¹⁸¹⁾。

第4章 戦後の貿易と通産省設置 1945~49年

第1節 終戦から貿易庁へ

第1項 戦後処理

戦争終結に伴い、軍需省・大東亜省は廃止された。「戦争の完遂を主眼として運営せられたる行政機構」であるから、もはやその役目を終えたというのがその理由であった。行政機構は枢密院での「概ね大東亜戦争勃発前の商工省官制に復することを目途とする」¹⁸²⁾という記述に見られるように、農商省・軍需省・大東亜省（・外務省）という戦時の枠組みから、商工・農林・外務という枠組みへと復することとなった。

大東亜省が扱っていた事務の大半は外務省に復帰することになったが、大東亜省の管理事務の中でも交易関係の事務については、外務省には引き継がれず商工省に戻されることとなった。商工省は1943年の軍需省・農商省の設置に伴って一旦廃止されたものが戦後に改めて設置され、新たに復活した商工省には、総務・商務・工務・織維・鉱山・燃料・電力の7局が置かれた。局の名称は、商務・工務という旧来からの局名と物資別原局の名称とが並存する形になっていた。

貿易行政機構については、大東亜省から戻された交易関係事務は商務局の中の交易課で扱われることとなった¹⁸³⁾。商工省商務局の交易課長となつたのは松尾泰一郎（後に通商局長）である。つい6年前には貿易行政機構は省にするかどうかが議論されていたのであるが、かつて商務局貿易課であった時から15年を経て再び商務局交易課という一課のみに縮小されることになったのである。交易課では戦中期の交易局の残務処理が行われていたという。

第2項 貿易庁

だが貿易行政が交易課のみで担われる時期は4ヶ月で終わった。貿易庁が設置されることになったからである。総司令部から「輸出入の受領及び分配の責任を負う」機関を設置するよう指示が出され、それによって1945年12月15日に貿易庁が発足した。貿易庁は商工省の外局として、（長官官

房のほか）総務局・輸出局・輸入局の3局で設置された。

貿易庁設置に際しては、各省間の調整の中で貿易庁案の他に、貿易委員会案や内閣付置案、外務省付置案などがあったとされる¹⁸⁴⁾。特に外務省には通商局復活の動きもあったと言われる。各省からこのような主張が出て来た理由は、GHQの命令書が貿易を担当する機関を設置することを求めはしたが、その所属についてはなんら指示がなされなかったからである。

当時商相であった小笠原三九郎は関係各省と協議をするよう事務方に命じた。各省の連絡会議では、商工省の他に、農林省・終戦処理局・大蔵省・外務省がそれぞれ貿易行政の主管を主張し、紛糾していた¹⁸⁵⁾。だが結局は商工省の外局となる。この経緯を豊田雅孝は「貿易という船のアンカーは生産というハーバーに入れておかねばならぬ」という主張がGHQの担当者に理解されたからだとしている¹⁸⁶⁾。生産と貿易の連関を主張することで貿易行政機構は商工省に残ることになった。既に交易課が商工省に戻ってきていたことも大きな意味を持っただろう。ただ、商工省が主導するにしても主管を主張する各省との協力が必要であった。

初代の貿易庁長官には三井物産から向井忠晴が迎えられ、向井の追放後は塚田公太（三井物産・東洋綿花）が就いた。貿易庁総務局長には商工省出身者（岡村武・商工省商務局長）が入ったが、輸出局長は輸出実務との関連で民間人（鈴木富二郎・日本綿花）、輸入局長には食糧輸入との関係で農林省から（片柳真吉・農林省食糧管理局次長）それぞれ人が出された¹⁸⁷⁾。貿易庁には、その他にも外務省や大蔵省からの出向もあり、各省から人を集めて成立した¹⁸⁸⁾。

戦前の貿易行政の主軸が商工省貿易局と外務省通商局であったのは既に見てきた通りであるが、貿易局と同様に通商局も戦時期には変化を迎えている。まず、貿易局と同様の理由で、外務省通商局も1943年11月に「戦時経済局」とその名称を変えている。終戦まで戦時経済局は存続し、1945年

8月に「経済局」と改称したのだが、1946年2月には経済局は政務局と統合されて総務局となっていた。この時期の外務省には、かつての通商局に該当する局がなくなっていたことになる。外務省に経済外交を主に担当する局が復活するのは1951年の「国際経済局」の設置まで待たねばならない¹⁸⁹⁾。

こうして貿易庁は商工省に付置されることになったのだが、人事からもわかるように、これは商工省の専管というわけではない。総司令部は1946年4月4日に日本政府に対して日本の全対外貿易取引を取り扱う専管機関として貿易庁の設置を承認したのだが、その設置に際しては経済科学局輸出入課長メイ氏から、貿易庁は商工大臣に対して責任を負うだけでなく、食糧・飼料・肥料については農林大臣、政府専売商品については大蔵大臣に対しても責任を負うものであるとされていた¹⁹⁰⁾。

第2節 通商産業省設置問題

貿易庁の設置後もまだ糺余曲折があった。それが「通商産業省設置問題」である。通商産業省の設置以前にも貿易庁についての動きがあり、1948年10月に成立した第二次吉田内閣では貿易庁の内閣移管案が検討されたと伝えられている。だがこれは実現しなかった。

貿易庁の内閣移管に対しては、経団連から反対意見が出されていた¹⁹¹⁾。そこでは現在の貿易行政は生産行政と分離してはなり立たないことがその反対の理由とされた。また、貿易行政は「政変とは独立して」いなければならぬという主張も反対の論拠とされた。この経緯が翌年の通産省設置の動きに繋がっていくこととなる。

通商産業省設置について注意せねばならないのは、これが行政簡素化の一環としてのものだということである。第3次吉田内閣で行政機構刷新審議会の答申では機構の3割程度の縮減、人員の3割以上を整理することとされた。そのための方針として、省庁の外局はつとめて内部部局に統合すること、行政委員会は徹底的に縮小すること、公団は極力廃止または統合すること、が決定され

た¹⁹²⁾。「貿易庁+商工省」という形での通産省の成立は外局貿易庁の内局移管であり、この方針に適うものであった。

各省の行政整理は具体的には、大蔵省が2局削減、終戦連絡事務局は外務省に吸収され、外務省自体も5局2部から4局に削減される。その他にも安本（経済安定本部）が1官房11局から5局整理してほぼ半減、運輸省でも14局から7局に半減されることになった¹⁹³⁾。このような大規模な行政整理の中では、貿易省問題の時の関心の広がりとは比べものにならず、通商産業省の設置に世間の関心が高まることもなかった。

さてこの1949年の通産省の設置が「商工省が通産省になった」と表現されるとすれば、それは当時の感覚からするとおかしい。そのような表現では、商工省が継続されたという印象を与えることになる。そうではなくて、これは「貿易庁が省に格上げされ、そこに商工省が吸収される」¹⁹⁴⁾という趣旨のものであった。

通産省の設置は吉田茂とその意向を受けた白州次郎の関与によるものとされる。白州次郎が貿易庁長官となったのは内閣移管案などで貿易庁の扱いが再検討される過程のことであった。白州は吉田の側近であり、終戦連絡事務局次長から貿易庁長官となった。この通産省設置には貿易庁次長であった新井茂でさえも全く関与させてもらえなかつたという¹⁹⁵⁾。

では吉田は通商産業省設置についてどのように考えていたのか。1949年初めに吉田は「貿易省」という表現でその考え方の一端を示している。「首相：……商工省の人たちの考え方はどうも国内産業を主として考えやすい、対外輸出という観点からの日本の産業の再編成ということはどうも頭に置かれていないのではないかという気がする。そこで現在の商工省なんかつぶして貿易省とかいうような仕組に直さなければ、従来の考え方が一掃できないとさえ思っている。」¹⁹⁶⁾

ではこの吉田の「貿易省」という考えはどのように具体化されていったのだろうか。吉田内閣の下で1949年1月に内閣に行政機構刷新審議会が設

置された。1月18日の第2回審議会では吉田首相が出席し、「各省の仕事の取り扱いを九原則という現在の必要に応じて考え方直すことが大事である」とし、「商工省を輸出中心に切り替える」ことを説いたとされる¹⁹⁷⁾。

これらの発言は吉田外交が「輸出振興」を理念としたことを裏付けるものであるとして扱われ得る事例だろう。だが戦前の動きを踏まえて読むとさほどの目新しさはない。吉田の考えを「通商国家」と表現できるとしても、それを戦後のみに限定することは的確な判断ではないだろう。

「産業貿易省」設置に向けての、商工省や審議会での議論についても触れておく事にする。商工省内部では「軽工業省・重工業省」という案があつたという。商工省内での機構改革についての一応の結論が「商工省機構改革打合会の帰結的問題点」（1948年12月23日）という文書であるとされる。そこでは新しい貿易行政の機構については2つの案が挙がっていた。

第1案は、「現在の商工省を重工業省と軽工業省とに二分し、後者に貿易行政事務を行わせて産業貿易省としての色彩を持たせる」構想で、重工業省に対しては政府が直接管理運営し、軽工業省では自由競争を基調とするという案である。

そして第2案が、「生産行政と輸出及び輸入行政は一体不可分の見地より、貿易庁と原局との一体化を図るべき」とするもので、輸出局・輸入局で行っている手続事務をすべて原局に移し、貿易庁総務局と政府の直営貿易にそれぞれ対応する局を新設するというものである¹⁹⁸⁾。

この2つの案は、第1案が（松井春生の議論で言う所の）貿易省・産業省の並立によって輸出産業・軽工業を切り離した「産業分割型」であるということは容易に理解出来るであろう。第2案も産業貿易の一体性を維持する「商工省型（=通産省型）」であると理解できる。これらの案をこれまで本稿で示してきた諸種の議論と見比べてみるとどうであろうか。貿易省設置問題に際しての各論者の主張が再現された形である。

また、審議会では商工省について2つの案が出

されていたという¹⁹⁹⁾。第一案は内閣の改編のみで貿易庁はそのままにするというものであり、第二案は貿易庁と商工省を統合し産業貿易省を設置するものであったという。第二案の「産業貿易省」には外務省通商局・大蔵省理財局外資部・農林水産局なども吸収していくという大規模な構想であった。商工省内の案も、審議会の案も、戦後に特殊な考えではない。1939年の貿易省設置問題での多様な構想の一環として見ていくべきだろう。

ただ戦前の貿易省構想に比べると、通産省は大きすぎる。戦前では軽工業や輸出農産物を範囲とするはずであったのに、戦後は工業全般を包含することになっている。ただ、上記の商工省での案からもわかる様に、重工業に対する輸出産業としての期待は高いものではなかった。

白州次郎が貿易庁長官に就任したのは内閣移管が頓挫した時期であり、その代替案として商工省を組み込んだ形の通産省設置となったものと考えられる²⁰⁰⁾。「産業貿易省」という形式では他省との関係が薄くなり、輸出振興としてはなまぬるいという批評もなされていた²⁰¹⁾。松井春生が「貿易省」と「産業省」の並立を現実的な案であると考えたのも、輸出産業以外を組み込むと、輸出振興という理念が希薄になってしまうと考えられたからであった。輸出の中心は相変わらず軽工業であり、重工業にも将来性はあったが、輸出産業としての重工業には大きな期待はかけられてはいなかつた。

以上の様な経緯を経て、1949年5月25日に通商産業省は設置された。国会での「通商産業省設置法」の審議に際しては、社会党などからの反対があった²⁰²⁾。参議院での社会党からの質問では、まず「貿易庁が商工省を乗っ取つた」との指摘がなされ、次いで通商局が最右翼となり、各局の上に通商監が置かれることによって、「国内の民生安定基礎資材生産を全然念頭に置いていない」ものとなり、「飢餓輸出」を完成させることになるとして批判がなされた。これは輸出振興それ自体を否定的に捉える見方であり、特徴的なものである。通商産業省の各局には奇妙な局名が付けられた。

「通商局・通商振興局・通商企業局・通商織維局・通商雑貨局・通商機械局・通商化学局・通商鉄鋼局」とすべての局の頭に「通商」と付けられたのである。また、これはあくまで「貿易庁+商工省」であるから、「貿易のために産業部門を従属させる」ということがしばしば言われた。そして通産省では「通商局」が筆頭局とされた。

名称にしても当初の報道では「産業貿易省」と予測されていたのが、結果的に「通商産業省」となったの。戦前の用語の使い分けでは、同じ事柄を指し示す場合でも商工省では「貿易」、外務省では「通商」、という用語の使い分けがなされていた。「通商」というのはこの当時においては当然外務省との関わりを示すものである。これは交易局の商工省復帰以後、外務省から経済担当の局がなくなったことの代替ということであろう。

「通商」という表現に関連して、初期通産省の人事構成についてみる。この点は広く知られている点ではあるが、通商産業省には外務省から多くの人数が出向してきていた。次官に次ぐ扱いの「通商監」と筆頭局の「通商局長」を押さえた他に、通商局・通商振興局を中心に70人とも言われた規模の事務官の流入があった²⁰³⁾。吉田が「外務省の人間に全部貿易の仕事やらせて勉強させてくれ」と言って人事交流を促進させたのだという²⁰⁴⁾。この時期の外務省は、外交関係が途絶している中で在外公館には人が出せず、国内の終戦連絡事務局などにしか居場所が無かった。人員の余剰を解消する必要があったために人事交流を求めたものとされる²⁰⁵⁾。それに対応する形で外務省の在外公館への通産省からの派遣もなされたという。だがこの外務省からの大量流入を、吉田が「国際経済的発想の豊かな」外務省に貿易を扱わせようとした²⁰⁶⁾のだとしても、これを鵜呑みにすることはできない。

なぜなら国際経済に熟練した人間は商工省にも多くいたからである。例えば戦後すぐに交易課長になっていた松尾泰一郎である。松尾は入省後ほとんどすべての期間を貿易局・交易局で過ごしてきた²⁰⁷⁾。その他にも、貿易畠での経験の長い人間

はいくらでも残っていた。「貿易・通商」という言葉から外務省しか想起できないと、吉田の言葉の意味を過大に評価してしまうことになる。

通産省の設置は、1939年の貿易省と対比できるものであった。ただ白州次郎は「古い貿易行政の中で育つた人々を殆ど斥けた」と言われる。「貿易行政でしばしばブッかち会った外務官僚に、時節到来とばかり大挙入って来られたのであるから、スッキリした気持ち」にはなれないだろう、と評されることになった²⁰⁸⁾。これも見方を変えると外務省騒動などから攻守が逆転したことである。

このような中で、通商局次長には松尾泰一郎が就任した。通商局長を外務省の人間が務め、松尾は外務省出身の3代の局長の下で通商局次長としてお守り役を務めた²⁰⁹⁾。1956年にその松尾が通商局長に昇格したことによって外務省からの人事流入にも区切りがつくことになった。

第3節 戦後の貿易省構想

最後に通商産業省設置以後の「貿易省」設置への動きについて見ていく。それは通産省設置の意味を再確認することにもなる。貿易省構想が再燃したのは1956年と1963年であった。まず通産省設置の6年後の1955年12月に、自民党の行政機構改革案の一つとして貿易行政機構が取り上げられた。翌1956年2月には行政審議会でも貿易行政機構改革問題として貿易省問題が議題とされた。

この時の貿易省構想というのは大蔵省為替局・外務省経済局・通産省通商局を貿易省としてまとめようとするものであった²¹⁰⁾。貿易省設置という主張がここで出て来た理由は、貿易行政が大蔵・通産・外務の各省に分断されていると考えられたからであった。各省に分かれていることで輸出入事務が甚だ複雑になり、強力な一元的貿易政策の遂行が妨げられているとされた。

通商産業省が「通商」を重視するという理念の下で設置されたとしても、それが実現されたとは必ずしも考えられていなかった。「産業通商省」となっている現状を本来の理念であった「通商産

業省」という方向へ戻すべきだという主張がなされたこともあった²¹¹⁾。政府での検討に呼応した形で経団連でも行政機構改革問題懇談会や産業政策委員会通商対策委員会で商社・メーカーの意見を集めて検討が為された。

だが、経団連でまとめられた意見書では、貿易省の設置は「生産行政と貿易行政の分離等による種々の不利を伴」うものとして反対し、「貿易行政と生産行政との一体的運営の下に、貿易政策を真に強力に推進しうるような貿易行政機構を整備することの方が実際的な解決策である」と主張された²¹²⁾。ここで貿易行政の整備として考えられたのは、具体的には大蔵省・外務省の中の貿易業務事務の通産省通商局への移管という改善策である。そして意見書では、貿易省設置の弊害として、「生産行政と貿易行政」の他に、「経済外交と一般外交」「通貨金融行政と為替行政」の関係の悪化も列挙されている。

この構図にはどこかで見覚えがあるはずである。ここでの貿易省案というのは、谷口吉彦の示した初期貿易省の構成と同じと言って良い。つまり貿易関係事務の統合としての貿易省や貿易行政である。谷口などが1930年代前半に案出した貿易省の理解の仕方をここに再び見ることができる。そして、そのような動きに対抗する側が持ち出したのは、これまた第一章で挙げた松井春生の理解である。

ただ今回は以前とは立場が同じにはならない。なぜなら通産省が既に成立しているからである。ここで経団連で出された結論は「貿易省は不要」というものであった。生産行政（一般産業）と貿易行政（輸出産業）の関係を巡る諸種の構想は、ここでは通産省の存在を前提にして考えられることになったからである。1939年の貿易省問題では津田信吾が生産と貿易の関係を懸念して貿易省に反対した。今度は津田と同様の立場から経団連からの反対となった。

既に通産省の設置によって「産業」と「貿易」の関係が一応まとめられることになったものとすれば、経団連が貿易省という形に反対を主張した

のも理解できることである。その結果行政審議会の答申も貿易省設置を見送るべきとするものになつた。

1963年の経団連の貿易行政改革懇談会でも貿易省は再び問題となる。その理由としては、管理体制の下で作られた貿易行政機構が現実に対応していないと考えられたことがある²¹³⁾。だが、この時も貿易省の創設などよりも通産省通商局の強化を求めることがとされた²¹⁴⁾。

ここでは戦後の2つの貿易省構想について概観した。これらの事例から遡って言えることは、1949年の通商産業省設置で「貿易」と「産業」の距離を巡る動きは一段落をしたということである。通産省設置でこの問題については一定の安定が見られたと考えられる。貿易自体を重視するための陣容としては中途半端ではあった。だが、通商産業省の設置がこの問題の一つの区切りになったということは言えるだろう。そのため本稿の対象となる時期も、この区切り、つまり1949年の通産省設置まで筆を置くこととした。

むすびに

最後に本稿の議論を振り返ってみる。

第1章では、貿易をめぐる状況の変化と、その中の日本の対応を論じた。日本が求償貿易・協定貿易を強いられていく中で貿易省設置が検討課題となっていく。そこでは「輸出産業」の扱いが焦点となっていました。

第2章では貿易省設置問題を論じた。既存の研究では陸軍と革新官僚による戦時体制構築と外務省の抵抗という文脈の中で捉えられていた。外務省騒動の経緯を吟味することによってその意味づけを再検討し、貿易省の意義を分析した。加えてその背景として商工省を貿易局を軸に分析した。

第3章では戦中期の交易（貿易）とその機構について論じた。貿易から交易へと名称が変わり、貿易は停滞期を迎える。戦後貿易への構想を見ていくことによって、戦中期の貿易というものの相対化を試みた。第4章では戦後の通産省の前後の議論を整理し、その貿易省・産業貿易省の議論の

流れの中での意味を考察した。

本稿はこれらの1930年代から1949年までの貿易に関する行政機構の変遷と貿易行政に関する構想・議論について概観していくことによって、この時代の意味を捉え直そうとしたものである。貿易行政機構についての議論を「産業」と「貿易」の距離を焦点とすることで戦前戦後の連関の一例として比較可能なものとした。

- 1) チャーマーズ・ジョンソン著、矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』(1982年、TBSブリタニカ)。同書はMITI and the Japanese miracle: the growth of industrial policy, 1925–1975, Stanford University Press, 1982. の翻訳である。
- 2) 北村純「昭和戦前期における『貿易省』構想の生成と挫折(上・下)」(『季刊行政管理研究』40, 41巻, 1987, 88年, 行政管理研究センター)。
- 3) 御厨貴「国策統合機関設置問題の史的展開」(『政策の総合と権力』[1996年, 東京大学出版会] 所収) 44–46頁, 53–56頁。初出は、近代日本研究会編『年報近代日本研究1 昭和期の軍部』[1979年, 山川出版社])。
- 4) 古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』(1992年, 吉川弘文館)。
- 5) 高坂正堯『宰相吉田茂』(1968年, 中央公論社)。同「岸信介と戦後政治」(『高坂正堯著作集』第4巻 [1999年, 高坂正堯著作集刊行会], 初出は1987年)。
- 6) 河野康子「吉田外交と国内政治」(『年報政治学1991 戦後国家の形成と経済発展—占領以後』[1992年, 岩波書店] 所収)。
- 7) 北岡伸一「吉田茂における戦前と戦後」(『年報近代日本研究16 戦後外交の形成』近代日本研究会編 [1994年, 山川出版社] 所収)。
- 8) 『商工政策史』第6巻 (1971年, 商工政策史刊行会) 157–158頁。
- 9) 木村昌人「ロンドン国際経済会議(一九三三年)再考」(近代日本研究会編『年報近代日本研究13 経済政策と産業』1991年, 山川出版社)。
- 10) 金原賢之助「貿易省論」(『改造』1939年11月号)。
- 11) 吉野信次も1930年代前半の商工行政は順調であったと回想している(吉野信次『商工行政の思い出』1962年, 商工政策史刊行会) 250頁。
- 12) これらの会商については既に石井修「綿糸布市場をめぐる日英の角逐」(『日英交流史2』2000年, 東京大学出版会), 村山良忠「第1次日蘭会商」(『両大戦間期日本・東南アジア関係の諸相』1986年, アジア経済研究所), など多くの研究がある。
- 13) 通商擁護法が発動された例としては、1935年のカナダに対してと、翌36年に豪州に対しての、2つの適用の例がある(『商工政策史』第6巻 [1971年, 商工政策史刊行会]) 168頁。
- 14) 『商工行政史談会速記録・第2分冊』(1975年, 産業政策史研究所) 117頁。
- 15) 前掲村山「第1次日蘭会商」103頁。
- 16) 慶大教授金原賢之助「新内閣の政綱政策 いかに具頭すべきか」(『東京朝日新聞』1936年4月2日) (以下『東京朝日』と略記)。
- 17) 『東京朝日』1934年6月12日。
- 18) 国策統合への動きの一環として貿易局外局化の経緯について論じたものとして前掲御厨「国策統合機関設置問題の史的展開」。
- 19) 前掲谷口『貿易統制論』192頁。
- 20) 谷口吉彦(1891–1956)は京都帝大経済学部教授。のち京大経済学部長、香川大学長など(秦郁彦編『日本近現代人物履歴事典』2002年, 東京大学出版会)。
- 21) 『東京朝日』1935年3月27日。
- 22) 『東京朝日』1936年7月11日。
- 23) 上坂酉三「貿易行政機構改革問題」(『早稲田商学』第20巻第3号 [1936年10月]) を参照。これは貿易局外局化前後の貿易行政機構問題についての議論として注目される。そこではイギリスの貿易庁が有力なモデルとして検討されている。
- 24) 松井春生「貿易省か、産業省か」『経済協同体の進展』(1941年, 日本評論社) 所収) 140頁, 初出は『エコノミスト』(1939年9月1日号)。
- 25) 松井春生「貿易行政機構の改革」『経済協同体の進展』(1941年, 日本評論社) 所収) 130頁, 初出

- は1939年8月。
- 26) 商工農林を統合した形での「産業省」設置の動きはこの当時有力な主張であった（吉富重夫『行政機構改革論』〔1941年、日本評論社〕146頁）。
- 27) 前掲「貿易省か、産業省か」松井春生。
- 28) 「平沼内相所信表明」『東京朝日』1941年5月7日。
- 29) 枢密院での1939年7月頃の発言とされる（「貿易省問題と郷・池田の立場」『実業之日本』1939年7月15日）。
- 30) 石黒英一『大河 津田信吾伝』（1960年、ダイヤモンド社）332頁。
- 31) 「貿易省設置反対 津田紡連会長語る」『東京朝日』1939年6月8日。
- 32) エコノミスト編集部編『統制経済講座』〔貿易統制編 平尾弥五郎〕（1939年9月、一元社）285頁。
- 33) 「貿易省問題と郷・池田の立場」『実業之日本』1939年7月15日。
- 34) 大日本紡績連合会専務理事 白石幸三郎「貿易省設置問題に関する私見」『経済連盟』35号、1939年10月。
- 35) 「農林省蚕糸局の貿易省移管反対 全国養蚕業組合連合会」『東京朝日』1939年9月28日。
- 36) 「貿易省設置に関する建議書・全日本貿易連盟会」（『昭和社会経済史料集成（海軍省資料）』第2巻、1980年、大東文化大学東洋研究所）107頁。「貿易行政機構統一に関する印刷物送付の件」1939年6月22日（防衛庁防衛研究所・陸軍・陸軍省大日記類・大日記乙輯：JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C01007327100）。
- 37) 「海外省新設案」（前掲『昭和社会経済史料集成』第2巻）336頁、など。
- 38) 有竹修二『昭和経済側面史』（1952年、河出書房）337頁。
- 39) 「貿易行政統一に関する意見・軍務局一課別室」（前掲『昭和社会経済史料集成』〔第7巻、1984年〕221頁）。
- 40) 北村三郎「商工農林の対立」『日本評論』1939年11月号。「対立激化の農林商工行政」『エコノミスト』1939年10月11日号。
- 41) 「同氏（引用者註—伍堂卓雄）の日商会頭時代は、松井春生氏を理事に据えて、伍堂・松井のパーティーで商工会議所の機能を全面的に改革し、時勢に一番遅れてゐた商工会議所を百八十度回転させた。そして逆に戦時経済で商工省を鞭撻する立場に變つた。この伍堂氏の商工会議所改革は非常な業績であつた。」（大渡順二「[新閣僚人物月旦] 伍堂・遠藤・唐澤」『科学主義工業』1939年10月号）。
- 42) 同上、「日銀総裁が大蔵大臣の待避線であるかのやうに商議会頭も立派に商工大臣の御休所化したわけで、日銀と蔵相とが同一線併立するごとく、商議会頭も商相と同格の地位とみられるやうになつた。」
- 43) 名前は似ているが、1940年8月に設立された「財団法人日本貿易振興協会」とは目的と組織を異なる団体である。
- 44) 『経済団体連合会前史』（1962年、経済団体連合会）313頁。『経済連盟』（第8巻第3号、1938年8月）123頁以下。
- 45) 『経済団体連合会前史』（1962年、経済団体連合会）315-316頁。
- 46) 『経済連盟』（第9巻第1号、1939年4月）82頁。
- 47) 同上89~91頁。
- 48) 『経済連盟』（第9巻第2号、1939年7月）89-91頁。
- 49) 『経済連盟』（第10巻第1号、1940年1月）128-129頁。
- 50) 『経済連盟』（第10巻第3号、1940年7月）121頁。
- 51) 前掲古川『昭和戦中期の総合国策機関』105頁。
- 52) 寺村泰「日中戦争期の貿易政策」（『年報近代日本研究9』〔1987年、山川出版社〕）101頁。
- 53) 『外務省の百年・下巻』（外務省百年史編纂委員会、1969年、原書房）：第1章第3節「貿易省設置問題と外務省」。
- 54) 陸軍は貿易省案を示したが、この陸軍省案がその後の焦点となることはなかった（『東京朝日』1939年6月6日）。
- 55) 白鳥は貿易省設置には否定的な意見を示している（前掲『外務省の百年・下』144頁）。
- 56) 古川隆久氏は「いわゆる『革新官僚』と外務省『革新派』が必ずしも一体でなかつた」（前掲『昭和戦中期の総合国策機関』、108頁）からだとして

- いる。
- 57) 大東亜省設置については、馬場明「日中関係と外政機構の研究」(1983年、原書房〔第十章「大東亜省設置問題」〕)を参照。
- 58) 柴田紳一「重光葵外相の大東亜相兼摶」(『国学院大学日本文化研究所紀要』第85集、2000年3月、国学院大学日本文化研究所)。
- 59) 近衛内閣時代の1938年には「興亜院問題」が起ったが、外務省内の反対運動の中心は白鳥派の栗原正であったとされる。結局、東亜局を中心に宇垣一成外相を追い出す形になった(平川道雄「外務官僚を衝く」『改造』1939年11月号)。
- 60) 鈴木晟「日本戦時経済とアメリカ」(『国際政治』日本国際政治学会編、第97号、1991年) 104頁。
- 61) エコノミスト編集次長平尾弥五郎「貿易振興と貿易省設置問題」「科学主義工業」1939年9月号。
- 62) 外務省騒動の経緯については、前掲「外務省の百年」の他、『中央公論』『改造』『日本評論』『エコノミスト』『ダイヤモンド』各誌の記事を参照した。
- 63) 『東京朝日』1939年10月4日。
- 64) 「貿易省設置に関する書類」国立公文書館：2A-40・資278。
- 65) 「第三産業省をめざす新設貿易省の概観」「エコノミスト」1939年10月21日号。
- 66) 「貿易省設置準備委員会会議順序」(「貿易省設置に関する書類」国立公文書館 2A-40・資278)。
- 67) 『東京朝日』1939年10月5日。
- 68) 『東京朝日』1939年10月6日。
- 69) 『東京朝日』1939年10月7日、8日。
- 70) 『東京朝日』1939年10月12日。
- 71) 『東京朝日』1939年10月5日。
- 72) 『東京朝日』1939年10月11日。
- 73) 田浦雅徳・古川隆久・武部健一編『武部六蔵日記』(1999年、芙蓉書房) 395頁。
- 74) 同上、396頁。
- 75) 「貿易省企画院案 拓務省強硬に反対」『東京朝日』1939年10月1日。「貿易省案解決遅る 各省挙って原案反対」『東京朝日』1939年10月3日。
- 76) 「貿易省案意見一致す 各閣僚大局的に承認」『東京朝日』1939年10月4日。
- 77) 前掲『武部六蔵日記』、397頁(1939年10月12日の記述)。
- 78) 社説「外務事務当局の態度」『東京朝日』1939年10月6日。
- 79) 丸山幹治「貿易省問題の悲喜劇」「エコノミスト」1939年10月21日号。
- 80) 『東京朝日』1939年10月6日。
- 81) 「解決案の大要」『東京朝日』1939年10月14日。
- 82) 本宮一男「1920年代における商務官制度」(『横浜市立大学論叢』第46巻社会科学系列第1号〔1995年、横浜市立大学学術研究会〕143頁)。「商務官とは」『東京朝日』1939年10月12日。
- 83) 1938年には定員は24人と増員されており、騒動の後には80人への増員も検討されている(『東京朝日』1940年1月28日・1月30日)。
- 84) 本宮一男「第一次大戦前後における商務官制度の展開」(『外務省外交史料館報』第3号〔1990年、外務省外交史料館〕) 21、26頁。
- 85) 『東京朝日』1939年10月5日。
- 86) 「貿易省設置要綱案」(企画院) 1939年5月23日作成(「貿易省設置に関する書類」国立公文書館：2A-40・資278)。
- 87) 「貿易省設置に関する書類」(国立公文書館：2A-40・資278)。
- 88) 「貿易省官制(案)」1939年11月28日(「貿易省設置に関する書類」国立公文書館：2A-40・資278)。
- 89) 「内閣ニ貿易省設置準備委員会ヲ設置ス」(アジア歴史資料センター A02030093800：公文類聚第六十三編・昭和十四年・第五卷官職二官制二)(国立公文書館)。
- 90) 「通商貿易等を司掌する行政機関の一元化を急速実現するの必要に付て」(企画院、1939年6月21日)(国立公文書館・2A-40-資278「貿易省設置に関する書類」)。
- 91) 前掲「通商貿易等を司掌する行政機関の一元化を急速実現するの必要に付て」。
- 92) 平尾弥五郎「貿易振興と貿易省設置問題」「科学主義工業」1939年9月号)。
- 93) 「貿易省の本質と機構」1939年9月28日(「本日の新聞論調(朝日)」第三百三十一号・国立公文書

- 館—内閣—各種情報資料・アジア歴史資料センターA03024522200)。
- 94) 「第三産業省をめざす新設貿易省の概観」『エコノミスト』1939年10月21日号。
- 95) 「貿易省設置準備委員会会議順序」(国立公文書館, 2 A-40-資278「貿易省設置に関する書類」)。
- 96) 前掲「第三産業省をめざす新設貿易省の概観」。
- 97) 『東京朝日』1939年10月4日。
- 98) 前掲「第三産業省をめざす新設貿易省の概観」。
- 99) リンク制については美濃部洋次『綿業輸出入リンク制度論』(1939年, 商工行政社) を参照。
- 100) 「谷次官以下戒告 外務省問題解決す」『東京朝日』1939年11月22日。
- 101) 「松嶋通商局長転出 瑞典駐箚公使へ」『東京朝日』1939年11月25日。
- 102) 外務省通商局長 山本熊一「貿易省問題に就て」(日本外交協会講演集第八卷) (外務省外交史料館:外務省記録A—3—3:アジア歴史資料センターB02030926400)。
- 103) 前掲丸山幹治「貿易省問題の悲喜劇」。
- 104) 「事務当局総意を表明」『東京朝日』1939年10月5日。
- 105) 『東京朝日』1939年10月4日。
- 106) 前掲『武部六蔵日記』398頁 (1939年10月13日の記述)。
- 107) 同上 (1939年10月14日)。
- 108) この点について拓務・外務・商工各省の委員から発言があった(「決定要綱修正は根本意義の抹殺 貿易省準備委員会各省委員発言」『東京朝日』1939年11月5日)。
- 109) 「各省不満表明か」『東京朝日』1939年11月4日。
- 110) 前掲『武部六蔵日記』(1939年10月16日)。
- 111) 「貿易省開設遅る」『東京朝日』1939年10月24日。
- 112) 「年内の設置見込み薄 貿易省官制案進まず」『東京朝日』1939年12月4日。
- 113) 衆院予算総会での池田秀雄議員(民政)の質問に答えたもの(『東京朝日』1940年2月16日)。
- 114) 「貿易省設置準備委員会ヲ廃止ス」(国立公文書館・公文類聚・第六十四編・昭和十五年・第三卷・官職一・官制一(内閣一):アジア歴史資料セ
- ンターA02030163200)。
- 115) 「官界新体制確立案 “総務省並に貿易省を新設せよ” 日商から政府に建議」『東京朝日』1941年2月7日。
- 116) 『商工政策史』第3巻 (1962年, 商工政策史刊行会) 271頁。
- 117) 「戦時食料省へ 農林省機構の拡充改革」『東京朝日』1941年1月16日。
- 118) 以下の商工省・軍需省・通産省の人事の詳細については『商工省通産省行政機構及び幹部職員の変遷』(1977年, 産業政策史研究所) を参照。
- 119) 以下の商工省・軍需省・通産省の人事の詳細については『商工省通産省行政機構及び幹部職員の変遷』(1977年, 産業政策史研究所) を参照。
- 120) 「商工行政を回顧して [座談会]」『通商産業研究』(1960年, 第8巻第5号) 51~52頁。
- 121) ここで主に参照したのは,『通商産業研究』『科学主義工業』『改造』『日本評論』『商工行政』『経済情報・産業篇』などの各誌の記事や,『産業政策史回想録』各分冊(産業政策史研究所・1979年-)である。『産業政策史回想録』については東京都立中央図書館所蔵のものを参照した。同書の利用・引用については,財団法人経済産業調査会から快くお許しを頂けた。記して感謝したい。
- 122) 吉野派・村瀬派に対して,「寺尾貿易局長官を頭にいただく堀第一部長,菱沼第二部長等の所謂貿易局ブロック」と評された(清水明「商工省と財閥」『改造』1939年5月号)。「吉野閥,村瀬閥から超然として,洞ヶ峠をきめこんでゐるのが貿易長官の寺尾進だ。」(花蓮人生「人から覗いた革新商工省」『科学主義工業』1939年8月号)。
- 123) 「革新成れる商工省の機構と陣容」『商工行政』1939年7月号。
- 124) 戦後の論評でも,戦前から貿易畠は他と一線を画していたものとされている。(ルポタージュ通商産業省『再建』3巻9号, 1949年12月)。
- 125) 前掲「人から覗いた革新商工省」,前掲「革新成れる商工省の機構と陣容」。
- 126) 東郷豊「商工省首脳部を衝く」『科学主義工業』1939年6月号,「人物素描 貿易局長官寺尾進」『商

工行政』1939年1月号。

- 127) この寺尾の回想については、1950年1月になされたということに注意せねばならない。これは通商産業省設置問題がまだ記憶に新しい時期の回想である。
- 128) 『商工行政史談会速記録・第2分冊』(貿易関係分科会第3回) (1975年、産業政策史研究所) 173頁。この箇所についてはチャーマーズ・ジョンソンも引用している(前掲『通産省と日本の奇跡』146頁)が、ジョンソンはこれを1937年の外局貿易局設置の時の事としており、この発言の意味を掴み損ねている。
- 129) 前掲『商工行政史談会速記録・第2分冊』174頁、寺尾進の発言。
- 130) 同上、175頁、寺尾発言。
- 131) 同上、175頁、寺尾発言。
- 132) 貿易局第一部長であった堀義臣は、自らは民間の人達と貿易省について話をしたことはないとしながらも、「おそらく上層部に対しては、業界あるいは民間からそういう意見が出されていたことと思いますね」と推測をしている(前掲『産業政策史回想録』第5分冊、35頁)。
- 133) 前掲『産業政策史回想録』第24分冊、61頁。
- 134) 『商工省三十五年小史』(1960年、通商産業調査会) 123頁。
- 135) 前掲『産業政策史回想録』第24分冊、77頁。
- 136) 「商工省では貿易局は、どちらかというと本流というのじゃなくて傍系だったわけです。」(75頁), 「(当時は商工省の重心が戦力増強に移っていったために—引用者註) 在来の商工省の行政というの非常に影が薄いわけですね。だから本丸を貿易省の方にしょっていきたいというぐらいな気持ちだったんですね。」(81頁) (前掲『産業政策史回想録』第24分冊、各頁)。
- 137) 前掲『産業政策史回想録』第24分冊、81頁。
- 138) 前掲『武部六蔵日記』、396頁。
- 139) 前掲「人から覗いた革新商工省」『科学主義工業』1939年8月号。
- 140) 前掲『商工行政史談会速記録・第2分冊』[貿易関係分科会第3回]、175頁(堀義臣発言)。同じく

堀の回想では貿易省設置への反対として東栄二の名が挙がっている。(前掲『産業政策史回想録』第5分冊、35頁)。

- 141) 東は二・二六事件の直後、芝浦の雅叙園で省内各課長を集めて吉野批判の集会を開き、それが露見して東京鉱山監督局長に追いやられたと言われる。それ以後東は吉野と対立を強め、吉野閥が追いやられると村瀬次官の下で有力な次官候補となつた。東は岸と同期であり、不俱戴天の仲とされていた。岸が次官となると、総務局長から外局長官(燃料局長官)へと転出した。(「各省の次代を造る人々」『日本評論』1937年10月号、「革新成れる商工省の機構と陣容」『商工行政』1939年7月号)。

なお芝浦雅叙園での反吉野の集会には、吉野派の岸信介工務局長・小金義照工政課長も関わっていたとされる。これは吉野の次官辞任の際に、岸が吉野と一緒に辞表を書いたという逸話(『商工行政の思い出』吉野信次 [1962年、商工政策史刊行会] 289頁)とは矛盾するものであるかもしれない。だが、当時の人事評の多くは、岸を吉野閥の中心とは必ずしも見ていなかった。

- 142) 前掲『商工行政史談会速記録・第2分冊』175頁(堀義臣発言)。
- 143) 革新官僚論としては前掲古川『昭和戦中期の総合国策機関』の他、秦郁彦「戦前期官僚制余話(4)」(『ファイナンス』1982年5月号)も参照。
- 144) 『記録椎名悦三郎(上巻)』(1982年、椎名悦三郎追悼録刊行会) 221頁より引用(初出は『国民新聞』1942年1月10日)。
- 145) これと同様の官僚の「政治化」に対する反応としては、岡田啓介首相が娘婿である迫水久常を秘書官に採用することを躊躇したという例がある。岡田は『若いうちに政治を覚えては、よい役人になれないから、秘書官することに反対した。』といふ。(『戦時財政金融史』(昭和財政史史談会記録第2号) [1978年、大蔵省大臣官房調査企画課], 404頁)。
- 146) 「商工省官制中改正」1942年11月1日、勅令第752号(『通商産業省四十年史』[1965年、通商産業省

- 四十年史編纂部編】306頁)。
- 147) 中井省三『大東亜交易經濟論』(1944年, 高山書院) 1-2頁。
- 148) 企画院研究会『行政機構改革と大東亜省』(1943年, 同盟通信社) 145頁。
- 149) 「大東亜省官制中左ノ通改正ス 第一条第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ 大東亜大臣ハ前項ニ定ムル事務ノ外交易ニ関スル事務及交易ニ伴フ外国為替ノ管理ニ關スル事務ヲ管理ス」(勅令第八一八号「行政機構整備実施ノ為ニスル大東亜省官制中改正ノ件」: 国立公文書館—内閣—御署名原本・アジア歴史資料センターA03022871100)。
- 150) 前掲『通商産業省四十年史』317頁。
- 151) 『商工政策史』第6巻〔1971年, 商工政策史刊行会〕, 304頁以下。
- 152) 平野常治『戦時貿易統制と輸出振興』(1939年, 時潮社) 93頁。
- 153) 同上, 93頁以下。
- 154) 1942年1月日本貿易会が設立され, 貿易統制会を経て, 1943年7月に貿易統制会を吸収する形で交易團が設立された。(前掲『商工政策史』第3巻, 285頁)。
- 155) 前掲『産業政策史回想録』(第11分冊・山本茂), (1982年, 産業政策史研究所, 109頁)。
- 156) 『朝日新聞』1943年5月8日(以下『朝日』と略記)。
- 157) 『朝日』1943年11月9日。
- 158) 「[通産省設置までの]過去一〇年間, 彼ら[商工官僚]は貿易のことも, ましてや輸出振興のことなどまったく忘れていた。」(〔〕内は引用者註)(前掲チャーマーズ・ジョンソン著, 矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』212頁)。
- 159) 商工省貿易局長官 菱沼勇『戦時經濟と貿易国策』(1941年, 産業經濟学会), 菱沼勇『日本貿易の過去現在及将来』(1944年1月, 経済図書)。
- 160) これは「勢力圏間の計画貿易」と「南米などでの自由貿易」の並存と言った方がわかりやすいだろうか。ただ, 中南米諸国は自由貿易とは言っても求償的な色彩が強いものであった。
- 161) 通産省通商局経済協力課長 石丸忠富「第二次大戦前後の米国通商政策の展開」(高垣寅次郎編『日本の貿易政策』(1955年, 有斐閣)所収) 253頁。
- 162) これについて加藤陽子「アメリカ型世界不況克服プログラムと日本」(『模索する1930年代』(1993年, 山川出版社)所収)は, 第三国への互恵通商協定の拡大を日本とアメリカが共通の利益としており, 提携の可能性を有していたと考察している。
- 163) 前掲平野『戦時貿易統制と輸出振興』203頁。
- 164) 外務省通商局長 松嶋鹿夫「世界に於ける諸経済ブロックの概観」(前掲『経済連盟』第9巻第2号, 1939年7月)。
- 165) 山本和人「1930年代のアメリカ貿易政策(2)」(『福岡大学商学論叢』第30巻第1号, 1985年6月)2頁。
- 166) 同上, 4~6頁。
- 167) 前掲平野『戦時貿易統制と輸出振興』203頁以下。
- 168) 同上, 216頁。
- 169) 大東亜省交易局計画課長 最上章吉「大東亜戦争と交易業者の覚悟」(『日本交易協会会報』創刊号, 1944年3月号)。
- 170) 国策研究会『世界新秩序と交易新体制論』(1943年, 日本評論社)。
- 171) 同上, 306頁。同研究会は高橋亀吉(国策研究会調査局長), 菱沼勇(商工省物価局長官・当時貿易局長官), 法華津孝太(外務省通商局第一課長), 水島信人(貿易統制会理事), 矢次一夫(国策研究会総務局長), など10人で構成されていた。
- 172) 同上, 240頁。
- 173) 同上, 239頁。
- 174) 前掲『世界新秩序と交易新体制論』262頁。
- 175) 同上, 266頁。
- 176) 同上, 241~242頁。
- 177) 「日本貿易の現状と貿易業整備」1942年4月24日の菱沼勇の講演(前掲『日本貿易の過去現在及将来』79~94頁)。
- 178) 同上, 89頁。
- 179) 前掲『世界新秩序と交易新体制論』(240~241頁)でも, 同様に中立地帯での競争が想定されている。
- 180) 「整理期にきた双務協定貿易」『エコノミスト』1955年9月17日号。
- 181) 通商産業省編『通商白書』(1949年, 朝日新聞社)

- について「輸出の振興は期待できるか」(『再建』3巻8号・1949年10月)が解説を加えている。
- 182) 枢密院会議筆記(昭和20年8月25日)「外務省官制中改正の件・農商省官制中改正の件・商工省官制・大東亜省官制及軍需省官制廃止の件」(『枢密院会議議事録』96(昭和篇54)(1996年、東京大学出版会)158頁以下)。
- 183) 「商工省官制」勅令第486号、1945年8月25日(『商工政策史』第3巻[1962年、商工政策史刊行会]326頁)。
- 184) 『通商産業政策史』第4巻(1990年、通商産業政策史編纂委員会)384頁。
- 185) 岡村武『我が心象譜 商工省時代の思い出』(1991年、時評社)396-397頁。
- 186) 豊田雅孝「[歴代事務次官回顧録] 混乱と激動の時代」(『通産ジャーナル』1975年、通商産業省二十五周年・商工省五十周年記念特別号)。
- 187) 「貿易庁の人々」(『商工』1946年11月号、時事通信社)。
- 188) 前掲『通商産業政策史』第4巻、384頁。前掲岡村『我が心象譜』398頁。
- 189) 「外務省の百年・下」外務省百年史編纂委員会(1969年、原書房)、6頁、10頁。井上勇一「外務省経済局の成立に関する一考察」(『法学研究』76巻11号、2003年11月、慶應義塾大学法学研究会)も参照。
- 190) 「貿易庁設置許可」(『日本交易協会会報』1946年4・5月号)。
- 191) 『経済団体連合会十年史 下』(1963年、経済団体連合会)836頁。
- 192) 「行政整理三割以上に」『朝日』1949年2月11日。
- 193) 『朝日』1949年3月16日、4月5日、4月13日。
- 194) 『日本経済新聞』(以下「日経」と略記)1949年2月9日。
- 195) 前掲『産業政策史回想録』第15分冊(新井茂)、61頁。
- 196) 「新春対談:吉田首相と東畑精一氏 商工省より“貿易省”輸出第一で産業復興」『日経』1949年1月1日。
- 197) 前掲『通商産業政策史』第4巻、420頁。
- 198) 同上、417頁。
- 199) 同上、420頁。
- 200) 前掲『産業政策史回想録』第15分冊、61頁。
- 201) 『日経』1949年2月7日。
- 202) 『官報号外 参議院会議録』1949年5月23日(日本社会党、カニエ邦彦議員)。
- 203) 伊野宇平「通産省の陣容を解剖する」(『貿易界』1949年7月号、貿易研究会)。
- 204) 前掲『産業政策史回想録』第24分冊、151頁。
- 205) 同上、153頁、160頁。
- 206) 大嶽秀夫『アデナウアーと吉田茂』(1986年、中央公論社)258頁。
- 207) 前掲『産業政策史回想録』第36分冊、8頁。
- 208) 前掲『ルポターデュ通商産業省』。
- 209) 前掲『産業政策史回想録』第36分冊、36頁。
- 210) 『経済団体連合会十年史 下』(1963年、経済団体連合会)837頁。
- 211) 「[座談会] 貿易行政の改革に望む」(『経団連月報』1956年4月号・経済団体連合会)21頁。
- 212) 「貿易行政機構改革に関する意見」(『経団連月報』1956年4月号)31頁。
- 213) 「[座談会] 貿易行政の改革に望む」(『経団連月報』1963年6月号)38頁。
- 214) 「貿易行政機構改革に望む」寺尾一郎(『経団連月報』1963年5月号)、「貿易行政の改革に関する要望意見」(『経団連月報』1963年5月号)。